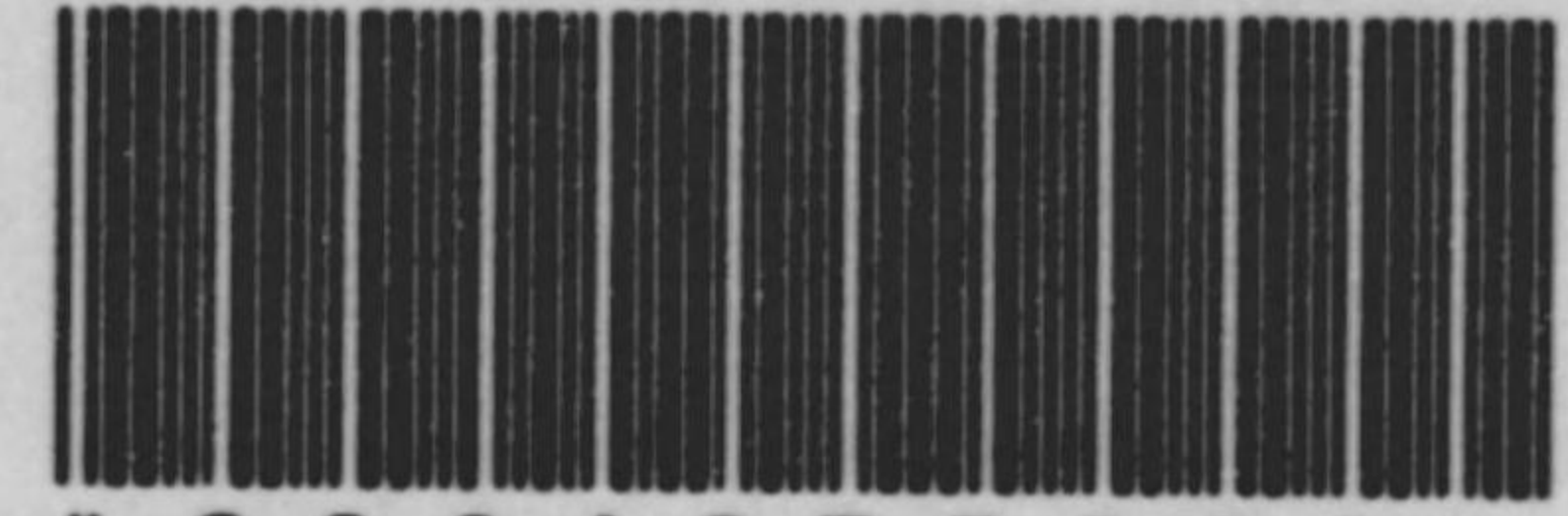


特242

293



0024875000

0024875-000

特242-293

ブラジル移住を希望する若き友へ

吉田秀雄・著

ブラジル研究叢書刊行会

昭和2

ADE

特242

293

編 登 第 書 叢 會 究 研 ル ジ ラ フ

吉 田 秀 雄 著

ブラジル移住を希望する若き友へ

附録 ブラジル渡航法

ブラジル研究会發行

特242
293

ブラジル研究会叢書第一編

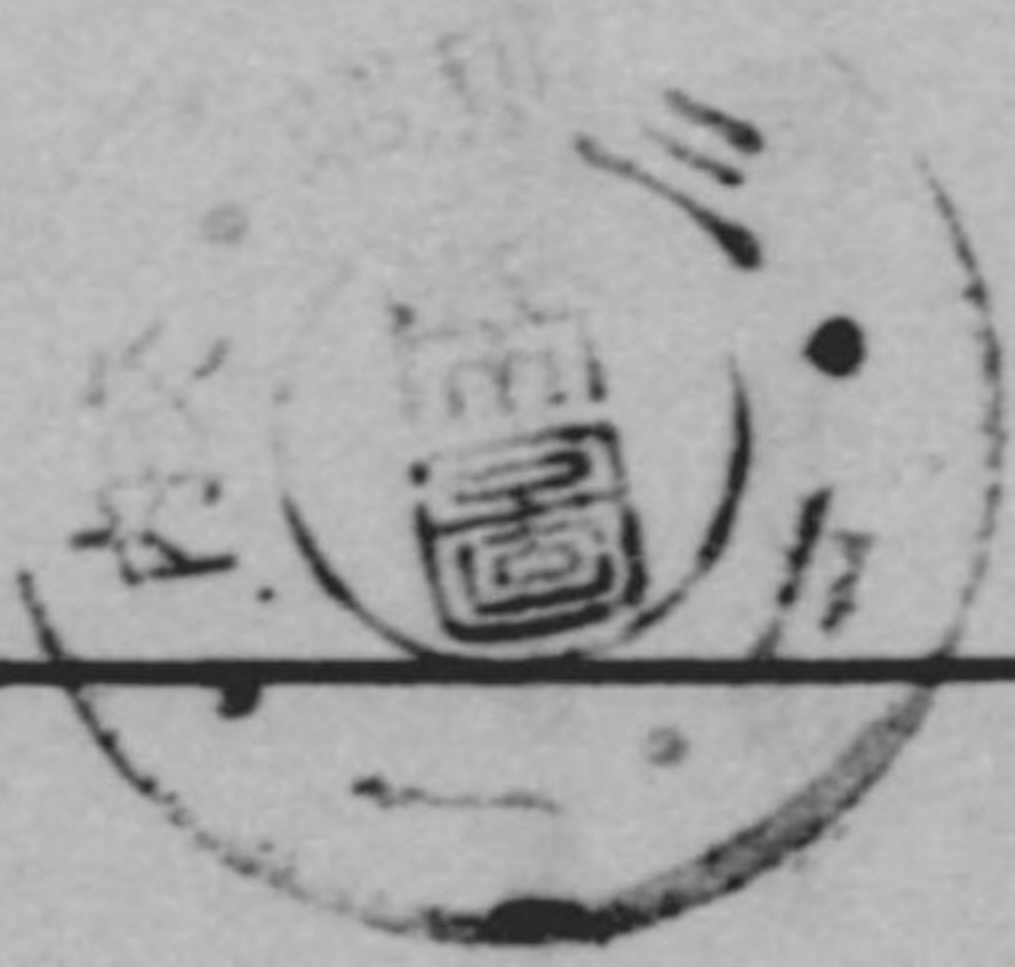


吉田秀雄著

ブラジル移住を希望する若き友へ

附録 フラジル渡航法

ブラジル研究会發行



序

限り無き喜びを胸に包んで昭和二年九月十九日私は愛する故里の山懐に歸つて來ました。勇ましく送つてくれた芙蓉の峰も、今は問はゞ答へん懐かしさで迎へ。僅か二年に足らぬ旅行ではありましたが、余りに變化と危険に富んだ、其經驗は歸郷早々も父の墓前に立つて只涙のみが其唯一の感謝の報告であつたのでした。神の大いなるお守父が私に残して置かれた忍耐の賜天父に對する謝恩の念で胸一杯でありました。私のふるさと札幌の南の空には壯嚴にそれで居て懐しい恵庭の峰が聳へて居ります。それは私を力づけ私を育んでくれた峰でありました。

高山屢脚纏風雨 日光永遠照其峯

これは恩師川尻正脩牧師が、私に贈つて下さつた教訓の一句であります。私は常に此句と、此峯とを合せ味つて居りました。

静かに憩ふ暇も無く、峯は再度私の蹶起を促して止みません。

私は天の命するまゝに起つた次第であります。

近來益々其度を強めて行く南米熱、特にブラジル熱と云ふものは、遼原の火の如くその行く處を知らないやうであります。これも時代の反映として愉快に絶えないものです、然し若き日の恵まれた私共青年の間にまた海外發展の叫びが高まつて来るにつれて動もすればそれは一方に偏した不具的態度に出で安いので、其態度を誤らないやうに私共は進み度ひものだと願つて居ります。

熱が強くなつて来た當然の結果として、相當澤山の名著作が南米の事情を齎らして来て居ります。然しそれ等の多くは地理や歴史、理論や統計に偏したり紀行文や又通俗簡易な讀物となつて多く發表されては居りませぬ、が然し私共青年の前進運動に對して其足元を注意させ、當面の問題に對しての指針と云ふものが少ないといふ憾みがありました。

私は故國出發前その大部分の書に目を通しました。勿論教へらるゝ處多々有りましたが何れも大同小異の感が有り眞に私共の要求に觸れたものは僅少でした。

自身大正拾四年末に日本を發ちましたが渡伯後一体どう身を處そうかとの不安を、常に抱いて居たものでした。然し私自身既に畏友古關德彌兄をブラジルに持つて居りましたが、全く知邊の無い人々は此渡伯第一歩で行詰るのであります。

子が渡伯し度と云ふ親の不安、果して適當な道が得らるゝかと言ふ疑問、これは、渡伯しよう、渡伯させ度いとする人々の第一に起る問題でなければなりません。

薄學淺才若年の誹りを免かれない私が、此一書を草して果して世の多くの若き友へ幾分の参考と成るか否か私は是を知りませぬ。が渡伯に際して抱いて居た疑問や不安に迷つた私と同様の状態の人があれば或ひは却つて此不備な一書の中にも眞の要求に觸れるものがあるかも知れないと信じて、大膽にも是を公にした次第です。

此一書を公にするに當つて小林美登利氏河合武夫兄其他聖州義塾の諸兄古關德彌兄中尾熊喜兄其他の方に對してこゝに深甚の謝意を表する義務あることを信じます。

私の旅行が恙がなかつたことも、一に在伯諸兄の大いなる同情と指導とに依る處の賜でありました。又私は此處で日本で發行されて居る植民雜誌其他の刊行書に教へられて居ることも特記せねばなりません。第二第三の叢書も同様であります。

私は一書をもつと充實し完備したものとし度と願つて居りましたが、其爲には尙多くの日數を要するであります。而して渡伯せんと希望せる若き友よりの質問は日に多きを加へ

それに對する指針は焦眉の急務となつて我が前に有ります。此時に當つてブラジル研究会もまた成立を見ましたので幾多不備亂文なるを知りながら、敢て此一書を世の若き友に捧ぐる次第であります、出来るだけ獨斷に墮しないやうに努めました、本文中危矯に失した處も有ると思ひますその點は若輩の由を以てお許を願ひ、此一書が無意義の誹りを免れ得れば著者は望外の幸であります。

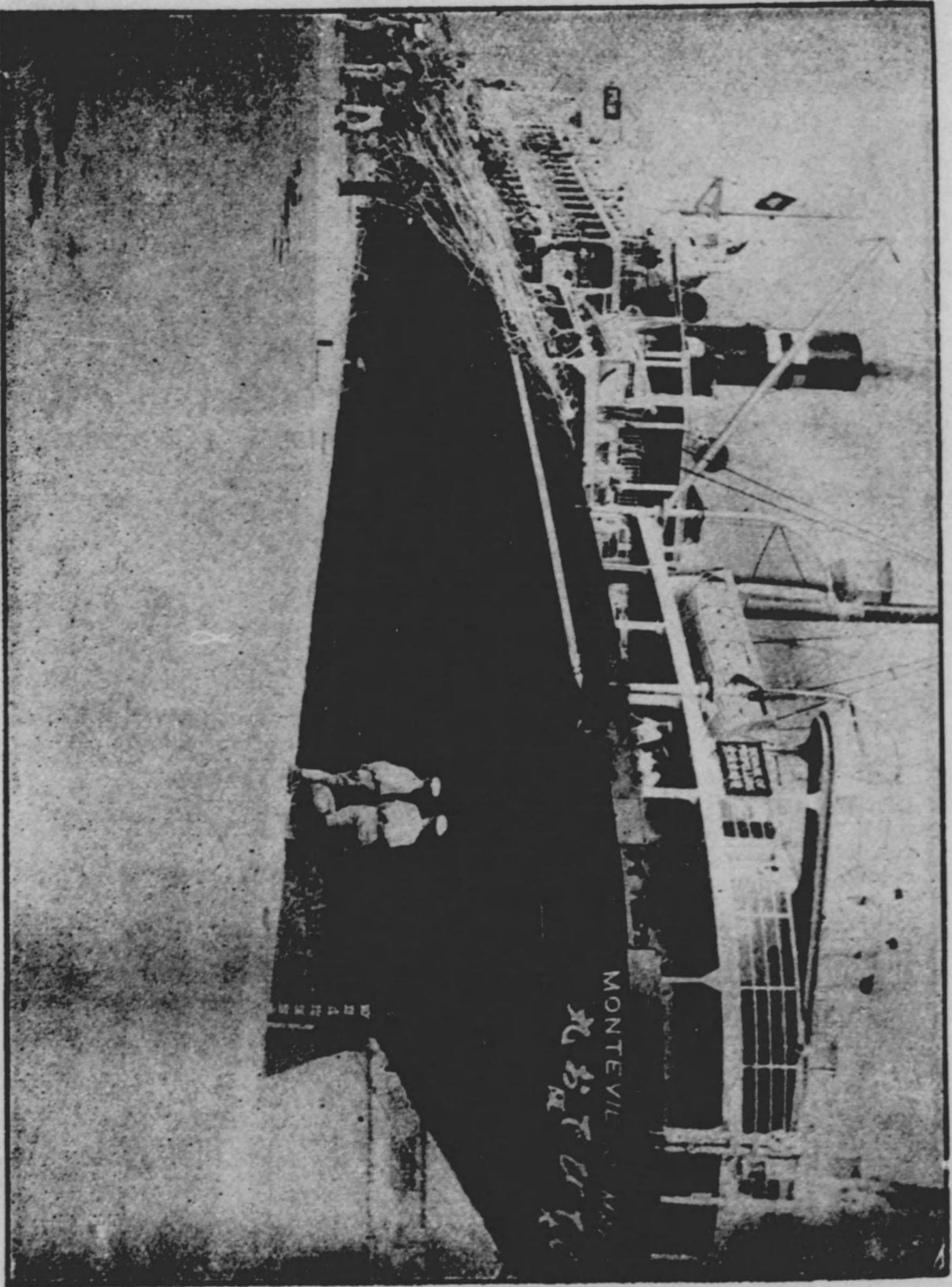
昭和二年十一月二十五日

山鼻の寓居にて 著 者 識

ブラジル移住を希望する若き友へ

目 次

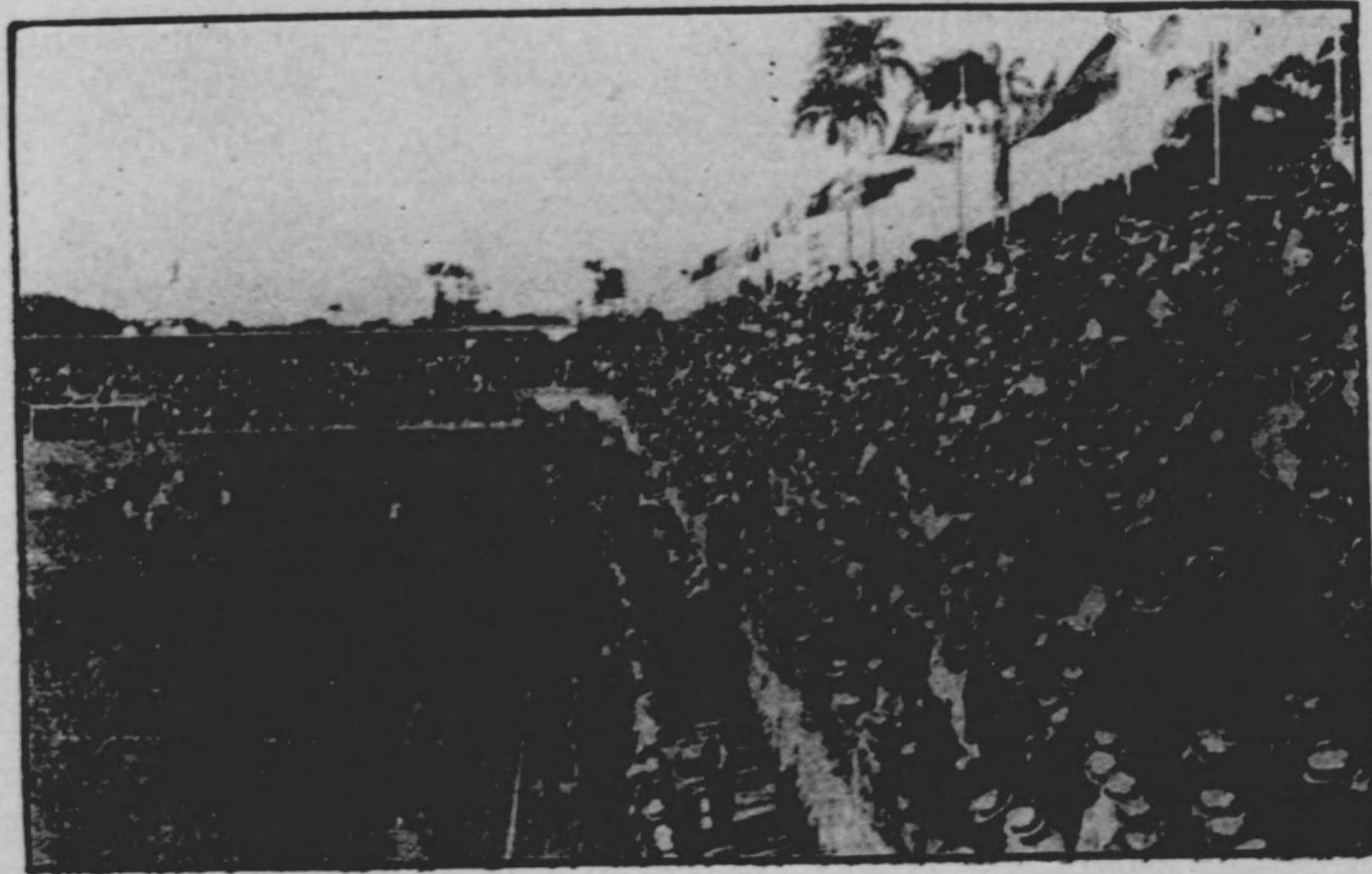
農業方面以外に道は無きか	一
移住者の素質改善	五
人物を養へ	九
勉學の道	一五
聖州義塾開始に就ての説明書	二〇
伯國出世の道	二三
各學校入學法及醫師責任技術者となるには	三〇
日本兒童の優秀な智能	三三
小學校及中學校以上の學校に對する成績	三五
本年度官立中學校入學試験成績	三六
(附録) ブラジル渡航法	三五
三種移民	三九
移植民の渡航手續	四〇
航路と費用	四四
移住民の渡航費	四六
外國人入國取締法	五二
北聖協會會則	五七



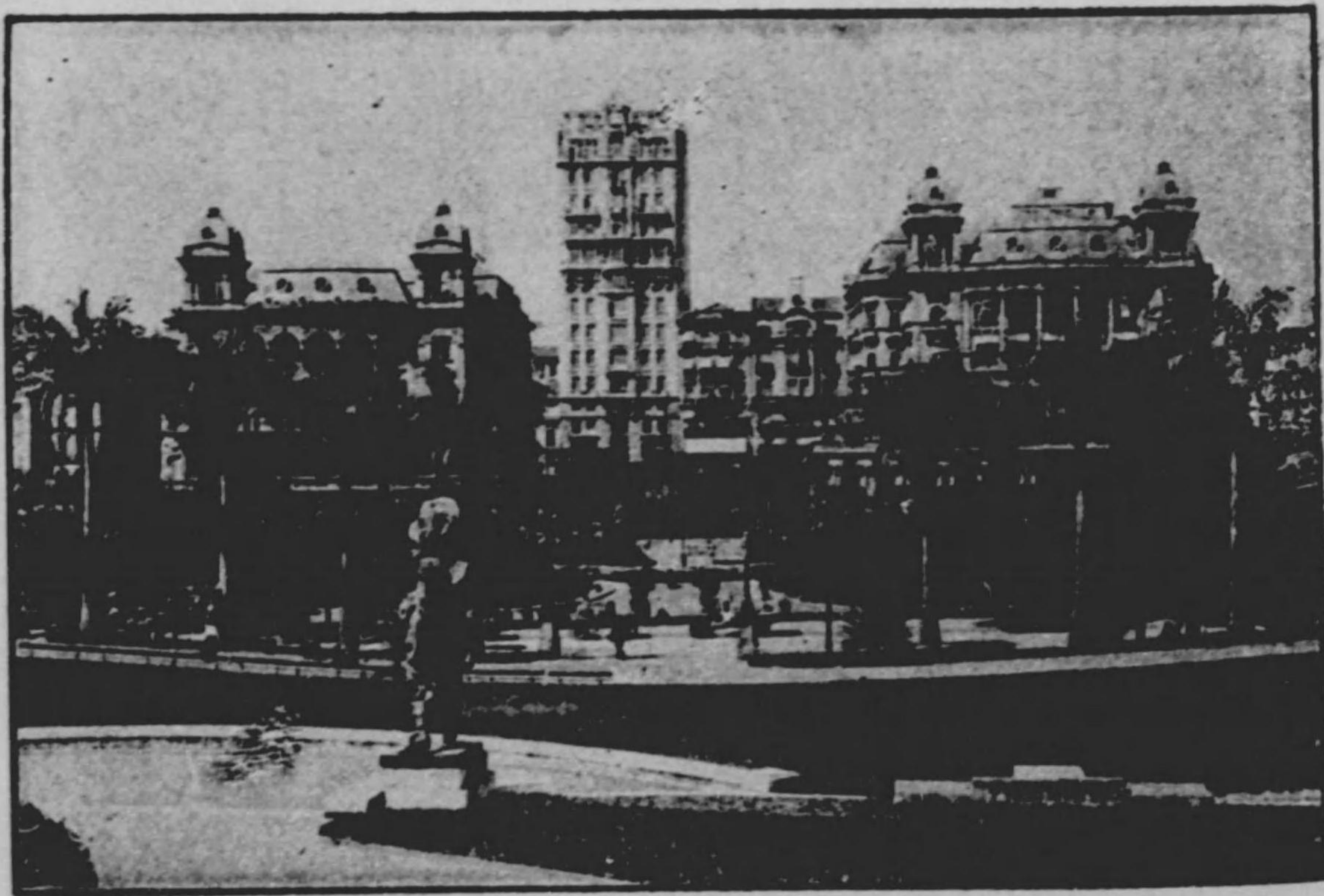
(てめ合にナーテを殘名ぬき繼) 日本日里郷ばらさ

Very faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

技競ル-ボ・トツフるけ於にドラク・ロイネヤジ・テ・ナリ



む望を園公ウバガンヤニアリよ前場劇立市ロマンサ



新造船モンテビデオ丸が多数の移住者に乗せて將に神戸埠頭を
解纜せんとする光景

造	補	實	主	シ	冷	載	定	船	速	總	深	幅	全
船	機	馬	機	ル	藏	貨	員	客	力	噸	サ	長	
所	及	力	力	ク	庫	量	一	一	噸				
	甲			ル			普	等					
	板			ム			通	等					
	機						三	等					
	械						等						

四〇名	四四八呎九吋
一〇二名	五六呎〇吋
五八八名	三六呎〇吋
八、九八三噸	七、三〇〇噸
二五一噸	十六哩半
四二七噸	
ズルツアーサーセル機關	
六〇〇馬力	
電動裝置騒音絶無	
長崎三菱造船所	

(別室)

(本文参照)

(市ロウバンサ) 校學業商ドーアテンペ・スレーバルア



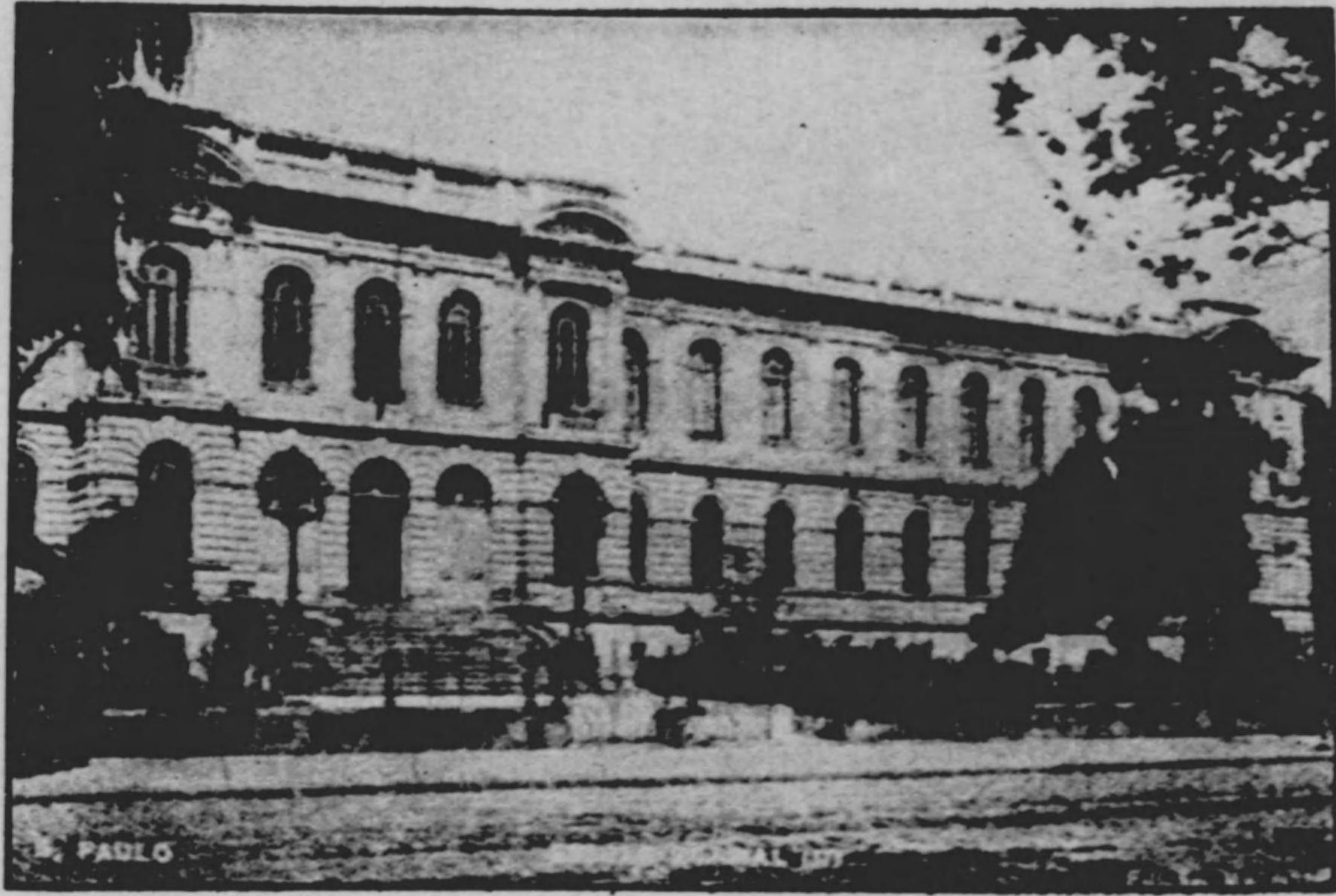
(市ロイネヤジ・デ・オリ) 場廣のアリロフ・トルヤシーマ



(上段) アラゲルの青年間にも種々な運動俱樂部が設けられてあるが其内最も盛んなものは、フット・ボールと競漕と競馬である。フット・ボール中でもラグビーはこれを殆んど見ないが、アツシエイション、フット・ボールだけは實に盛んで如何なる寒村僻地に於てもこれを見ることが出来る、その代表的強チームの如きは世界的に優劣を争つて居る、ペリス・ホールは主に日本植民及アメリカ植民間に盛んでサンパウロ市に於ては毎年日本植民間の二、三チームで優勝旗の争奪戦が行なはれて居る。

(下段) 今より十年前後音には雑草の茂るに任せ、毒蛇の横行を許した低地も緑りのローン、アスファルトに敷詰られて麗人の散々伍々行交闊と化せり。

(市ロウバンサ) 校學範師ロウバンサ



(パラベウ州スエラセ・スナミ) 校學業職パラベウ

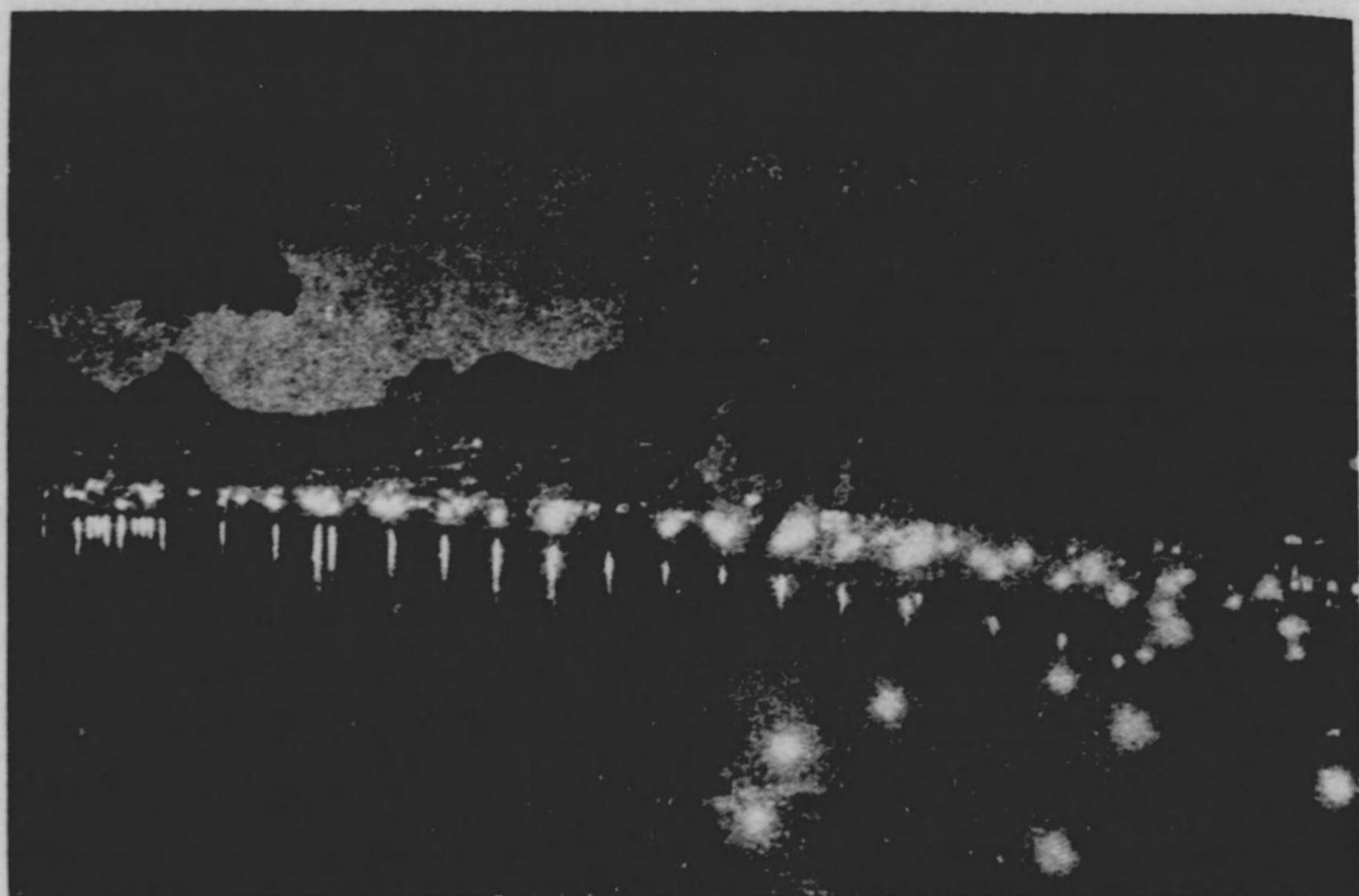


(下段) 此の建物はリオ市立劇場なり。

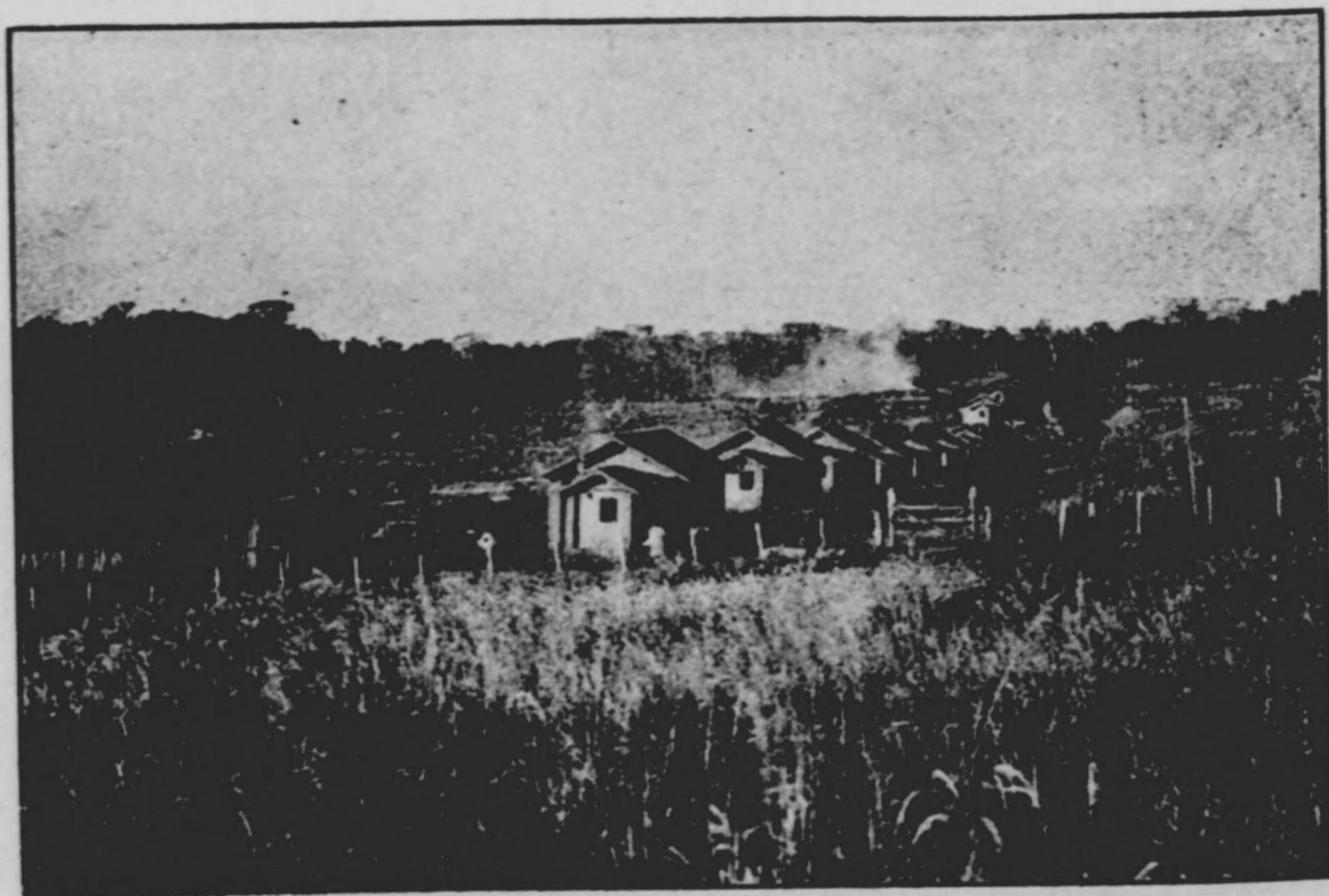
(上段) サンパウロに於て屈指の商業學校で普通部、高等商業、商業大學に別れ之は夜學校で苦學することも出来る、數名の邦人青年男女もここに學んで居ります。

世界三大美港の一のシヤネイの海岸

ボタフのイルミネーション



勇壯なる開拓の第一線 (南部ラバナ州ボルサフ・ゲイラ地)



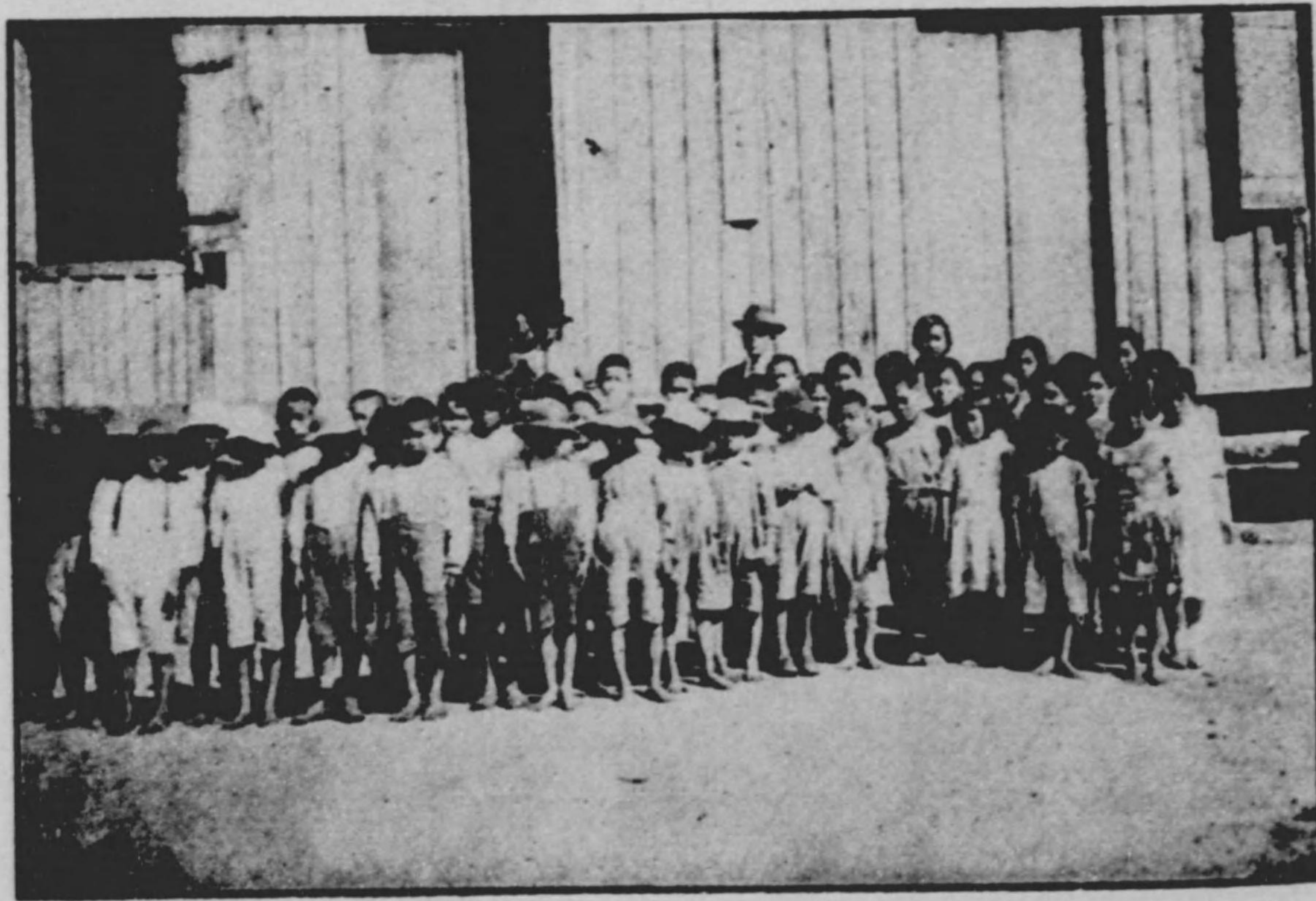
之は聖市の中央に近きブラサ・レブアリカの傍にあり内容外觀
共にも伯國現代の師範學校としては最も優秀なものである。希
くは伯國出生の同胞子女が當地の小學校より正式に進んで此校
に學び後ち政府の公認教師として日本人植民地小學校の最大欠
陥たる其教師補充問題解決の任に當るゝ共に更に進んでは伯國
の教育界に何ものかを貢獻する日の來らんことを祈る。

(市民第二期四卷より)



オスワルド・クルイス醫學研究所

(委勇の世二第者民植我) 校學小一第ソヨシレブ



(上段) 風薫る南アメリカの美港リオ灣は大自然そのものが既に優
秀な一大藝術品である。夕べもなれば何處さもなく聞ゆ
る翳々たる絃歌の聲は、水面にゆらめく燈の光と相俟つて
ラテン文化の情緒溶けて密の如きものがある。

(下段) 大自然の偉力と人工とが常に相接觸するコロニヤ、私が大
正十五年六月中旬此耕地を訪づれた時過半数の家屋は日本
人の植民者に依つて滿されて居た。此内十一家族の北海道
人を見出すことが出来た。

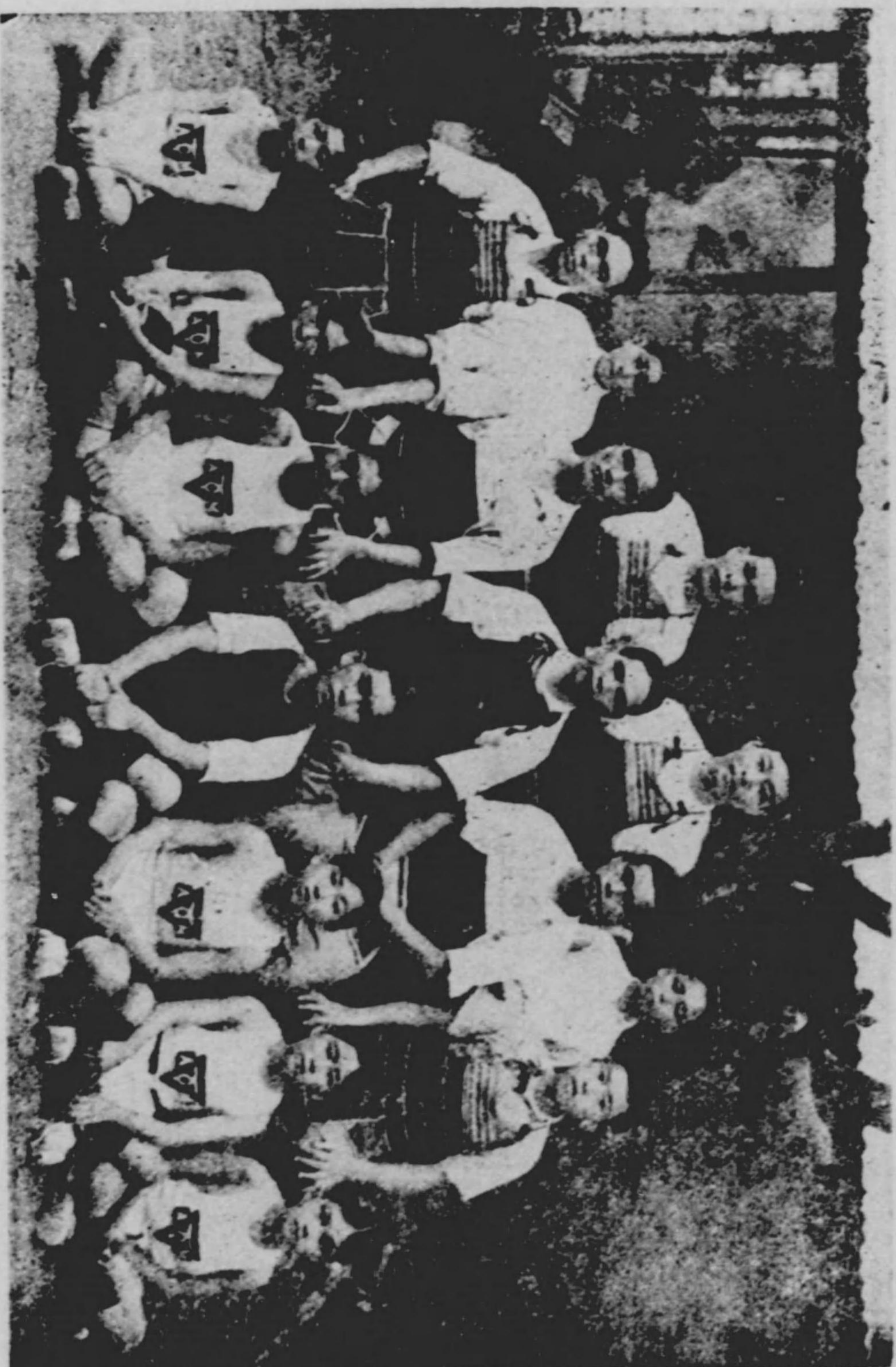
(上段) 同研究所はブラジル政府に依つて化學的醫學研究の目的を
持つて維持せられて居るものである。

一千九百三年迄の五十五ヶ年間にブラジル人六万を倒した
と言はれた黄熱病撲滅の大任を果し、リオ・デ・シヤネイロ
市をして世界掘指の美都とし、全然健康地に變ぜしめたる
伯國醫界の一名星故オスワルド・クルース博士の名を記念
せる醫學研究所である。博士は一九一七年四十五才にして
逝去せり。

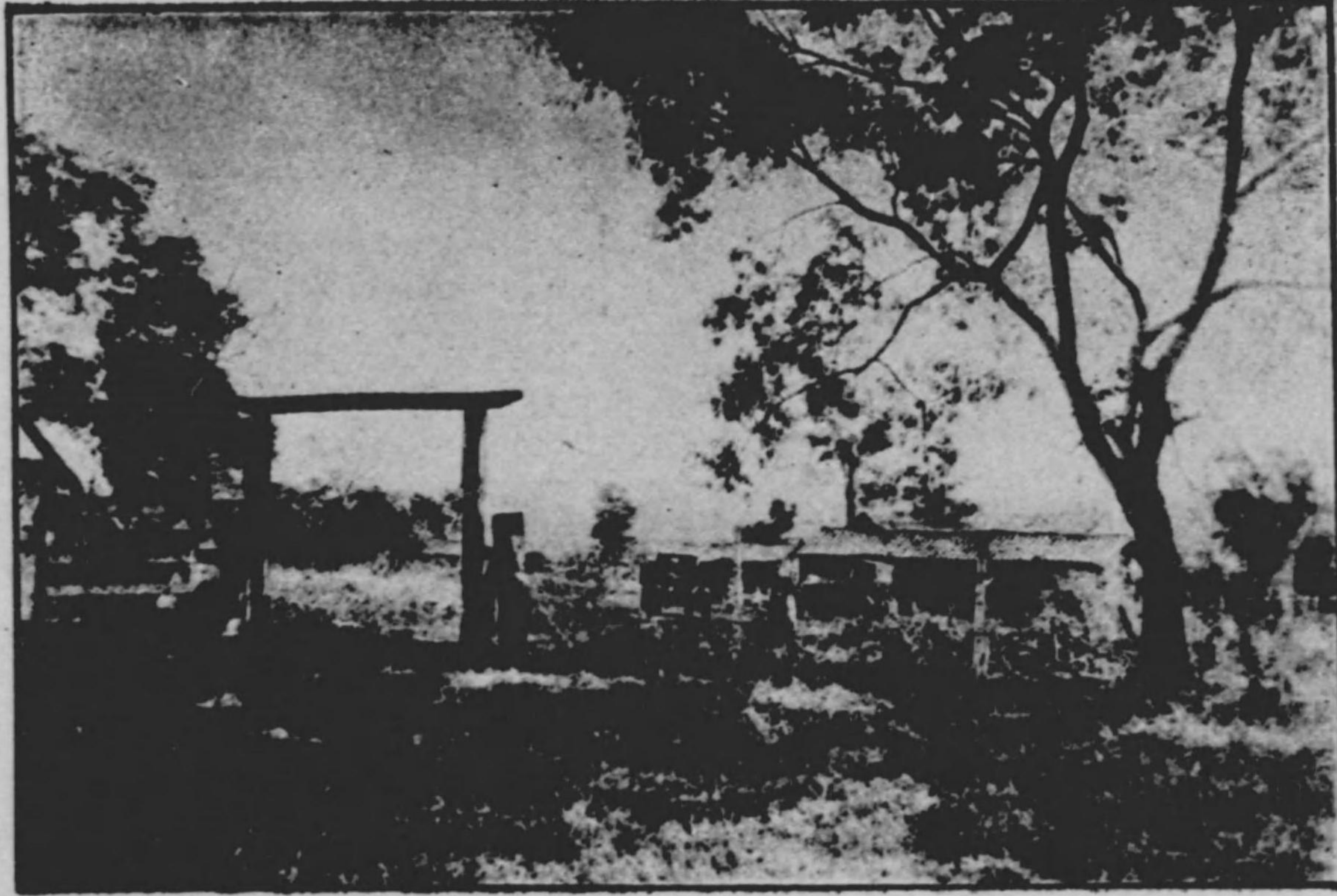
該研究所は内外共古典的南歐風の建方と色彩を有せる大建
築物にして、リオ市郊外マンギニヨにあり。
リオ灣内の一偉觀である。

(下段) 此中には小笠原氏一族の子女が澤山居られた。

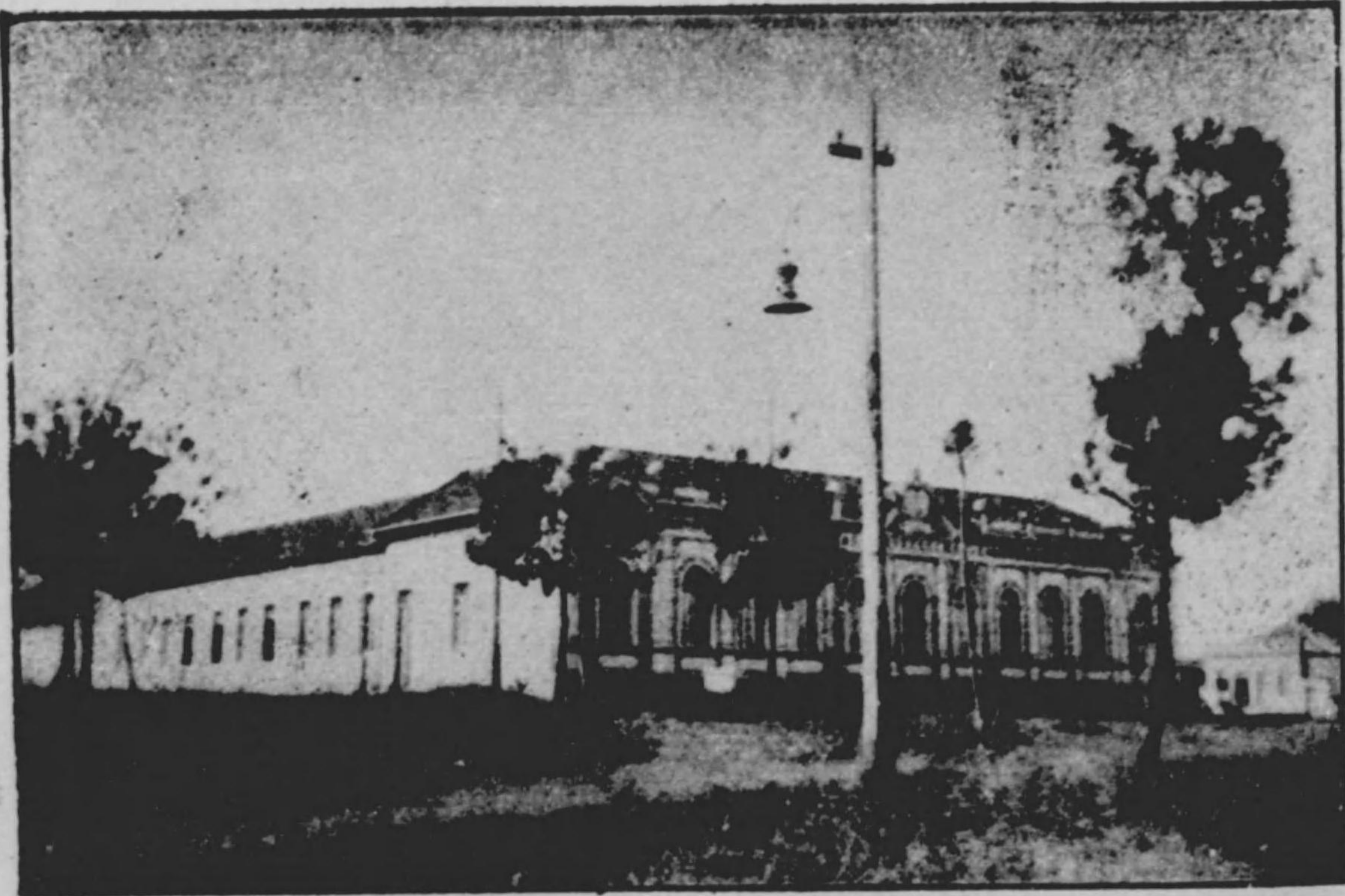
聖王義塾劍道部



(線ナアジモ州ウロマンサ) 園田な和平



(パラベウ州スエラセ・スナミ) 校學小パラベウ

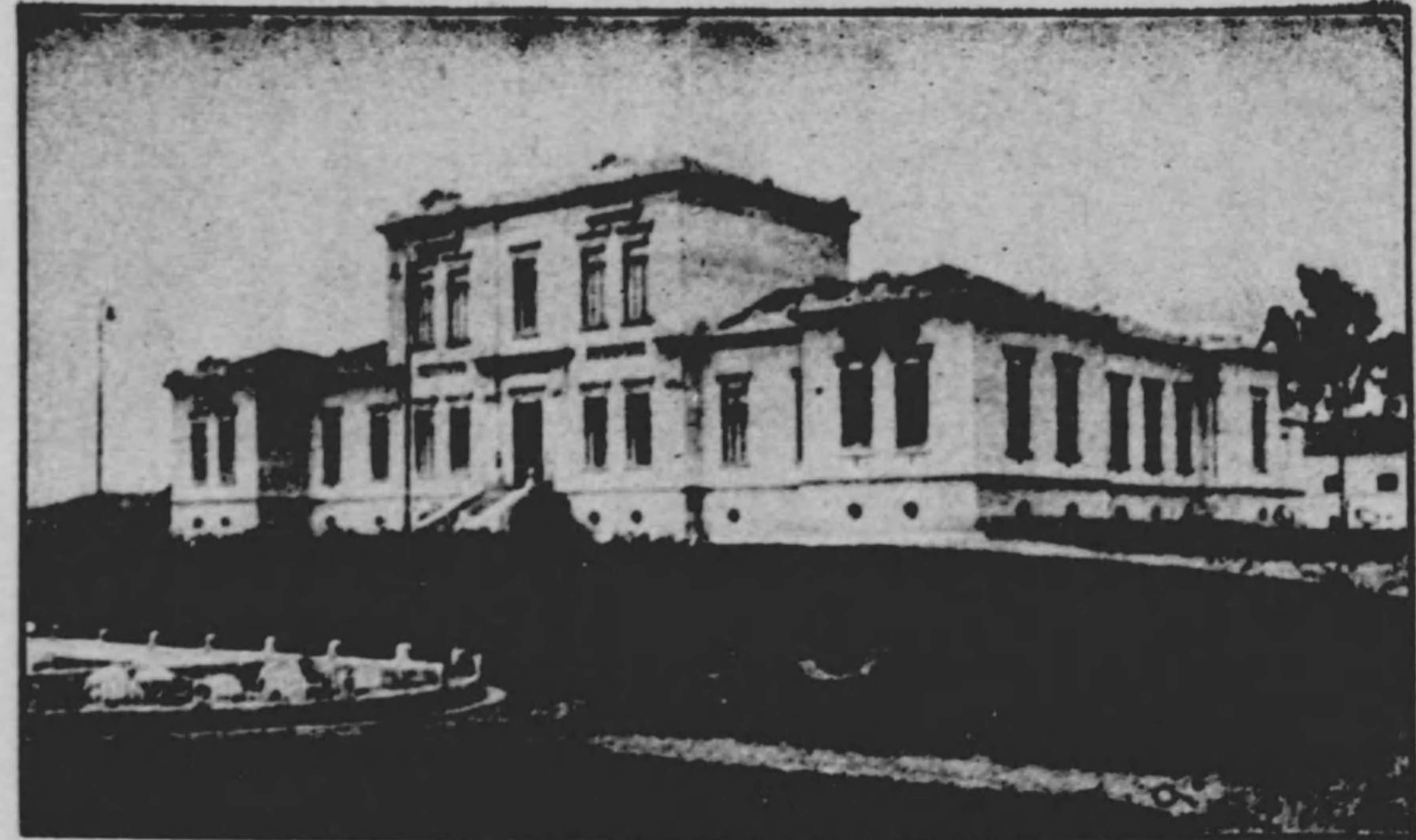


小林美登利氏曰く「此の遊情な南米の天地にあつて民族の墮落を防ぐ有力な手段の一は確に過去三千年來我等を鍛練し來つた劍道にあると信するものであります。

開始後未だ幾何も立つて居りませんが、然し之れが生徒の心に及ぼす効果の少なからざることを實驗して非常に喜んで居ります」云々。

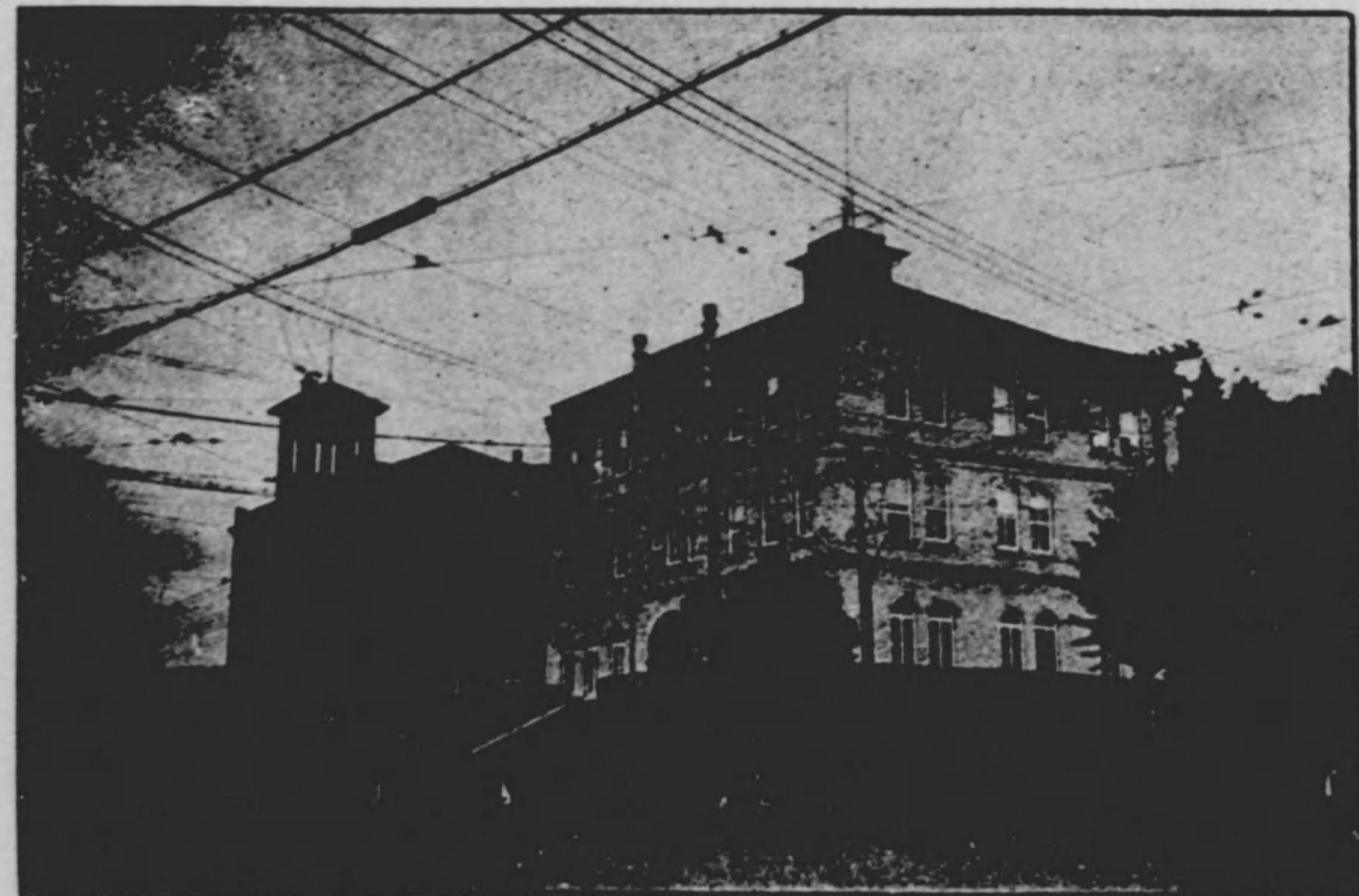
(中央 小林美登利氏)

(外郊市ウロマンサ) 所究研ンタンタブ



所究研の菌病虫害及蛇毒のルシラアるな名有
(るあてれは飼が蛇毒な様多種多はに中の樓の下方左)

(市ウロマンサ) 學大一ヂンケマ



邦。す用使な語英はに部一の書科教てに營經の人國米
る居でんぶ學にこ名数たまも人

ブラジル移住を希望する若き友へ

農業方面以外に道は無きか

日に日に渡伯の熱が高まつて、年々海外渡航者の増加することは、喜ばしい現象と言はなければならぬ。農業者が農業を目的として、渡伯するに就ては、既に内務省の補助があり、渡伯後もそれぞれ農業方面には希望に依つて、就労の道がついて居るので、何の不安も無い、然しこれは純農者であつて、拾二才以上の家族を加へた、三人以上の構成員でなければならぬと云ふ規定が設けられて居る。然らば一体此資格の無いものはどうしたら良いか。純農者でなければ、渡伯して就職出世の道が無いかと言ふに、寧ろ日伯親善、邦人發展の基礎は此の他の方面よりも築かれねばならないことを私は信じて居るものである。それ等の道は又幾つかある。例へば醫師や、技術者の渡伯はどうであるか、藝術方面、教育の方面に發展せんとすれば如何なる方法を、採る可きであるか。

農業者がどんく移住することも良いことではあるし、事實ブラジルもそれを望んで居る。然し之等の人達に任せて置いたのでは、我が海外發展も、良結果を期待することは

望まれないばかりか、これを指導する人物も無く、二代目同胞即ち我第二世も全く顧られずに放任されて居たとすれば、南米の野に優秀を叫ぶ我民族も、遂に退化して了はねばならぬであらう。斯くして我植民事業も、再度ブラジルに於て見苦しい失敗を繰返すより他に、道は無いであらう。今日迄行つた約六万人の日本人が一体どんな状態にあるかは、後日再度諸君の前に述べる時があらうが、大略これを説明すれば、其移住者の大部分は、これを他國の移住者に比較すれば、植民としての訓練の無い、出稼根性の人達が大多数を占め、極く低い生活に甘んじ、金や物質の爲に醒醒した當然の結果として、一般のブラジル人には働らくばかり良く働らくが、少しも氣品の無い下等な人種であると云ふ、觀念の他何物も與へては居ないのである。

少なくとも、ブラジル人の社會に重きをなそうと、務めた人物は極々僅かなものであつて、一般の日本人が交際しつゝあるブラジル人と云ふものは、中流以下に屬する、ブラジル社會の主要をなす部分の人達では無かつたのである。デモクラシーを標榜する國体では有るが、無學文盲の多い、即ち總人口三千五百万人中二千八百万人迄讀み書きの出来ない七十九%の文盲者の有る、ブラジルでは政治的實權と云ふものは、極少數の有識者の手に握られて居て、立派な憲法の有るブラジルでも、未だ實際には立派な政治が行なはれて居るとは言はれない。

將來排日の聲が盛んになるとすれば、それは即ち、それ等日本人とは密接な關係を有しない學者や思想家、更に北米の煽動に乗つた、政治家の中より起つて來るものと、思惟されるのである。

去る一昨年の聯邦議會に於ける、現在數五分の入國制限排日法フェデリス、レイト案の如き、何を意味するか。勿論深い原因を探ねれば、水野龍氏がミナス州に於て、遠く七八年前十萬町歩の土地無償拂下の承認を得たに關らず、條件を履行せず、これを放任した折、フェデリス、レイス氏は當時のミナス州、選出の代議士であつて、其際の州統領アルツール、ベルナルデス氏が、前聯邦共和國大統領であつて、原因は遠くこゝに小さな感情問題に絡んで居る、と述べる人達もある。更に有名な醫學博士ミゲル、コート氏の排日論の如き、吾人は深くこれが原因を、考究すべきである。又その起因が奈邊に有るにせよ、現在既に排日の氣運は、芽生へつゝあることは、否めない事實である。

更に北米の魔の手は、次第に南米の天地にも延びて、モンロー主義の延長なる例のパン、アメリカニズムが漸次喰込みつゝある外、溢れた北米の資本は、次第に南米全土に跋扈つて既にその投資額は五十億に垂々として居る有様である今日、我等は南米は樂天地なりと、移民のみを送つて安閑として居るには、あまりに事急なるの時ではあるまいか。

日本政府が、最近著しく海外移住問題に注意を喚起して、移住を奨めて居るが一体それ

が目標とされて居る人口問題に、どれ程の好果を齎し得て居るであらうか。我が國の人口は一ヶ年百万人増加したと昨年は言はれた、そして海外には一体どれだけ出たか。百分の一にあたる一万人も出たか出ないかだ。而して十分の一に當る、十万人を送るとして、財政貧弱な日本政府は、どうしてこれを決行出来るであらう。少なくとも一千人づゝ移住者を乗せた汽船が一週間に二隻づゝ出航しなければ、これだけの數は解決しないのだ。

斯く案し、斯く書し來れば、所詮は之れ單なる理想論に過ぎない。斯して現在の移民の素質を省みるとき、誰か不安を感ぜざるものがあらうか。

先に述べた如く、排日法案が提出された時に、幾許の日本人が此問題に對策し得たであらう。國民外交なぞが、行なはれるとなれば、眞に此時である。而してその素質を持った人が幾人あつたであらう。大部分は只山火事を眺めるように、拱手傍觀するより他に道は無かつたのだ、私はこゝに單なる移住者以外の人物の必要を、痛感したものである。

一体今日日本移住者が、ブラジルより何物かを得んとするの他、ブラジルの爲に何物かを與へ、何事かを貢献せんとするの、態度に出で、居るであらうか。北米では日本人は豚に着いたシラミだ、銀行界の寄生蟲だ吸ふより他に藝は無いと、悪評されたさうであるが、それに一言辯明の余地ありや否や。北米に於ける轍を、ブラジルに於て再度我等は踏みつゝあるもので無いかを、恐るゝものである。

我等から出稼根性を取除き、眞に將來の問題を案じ、一人でも伯國社會の中堅人物たり得る者を送り、又作り出さないならば、遂には邦人の爲に残された、唯一無二の好發展地なるブラジルに於ても行詰りを來す時が無いと誰か斷言出來得よう。

將來とも、日本人が移住するに不安を來さない、眞の基礎を今日全努力をもつて、ブラジルに作つて置かなければ、必ず臍を噬む時代が來るであらう。

移住者の素質改善

移民と言へばその大部分が、既に農業勞働を目的とし、又純農者の内から選抜される性質であるに拘らず毎船其半數は金縁眼鏡に金時計、スツケースにステツキでも携へて、拾四インチの細首ぞろい。何處の御役人か銀行員か。白魚の様な兩腕を出し巻付けた腕時計紅葉の様な可愛らしい手を振廻す貴婦人然たる、移住者の女房、一体之れ等の人達がブラジルの奥地で何を遣り、何を望んでやつて來たか。五百目に余るエンシャード(草かき)を握らせられた時、文化住宅に住んでスプーンより堅いものは握るまいと、豫期して來た人達の驚ろきと失望はどうであらう。何故都會人が多いか。所詮は海外雄飛、一攫千金を夢見て煽動されて動いた人達だ。抱いて來た空想も、期待も捨て、了はない迄は、彼等の失望は續く。

彼等がほんとうにどん底に起つた時、自からホイセを握り、原始林に入ることを見悟し、ロート握つて打續くコーヒーの園に、赤土に塗れて、そこに横たはる大自然美に目を見張ることの出来る時迄は、彼等に失望と哀愁の日は續くのだ。これも農民であれば問題で無い、今言はれて居る移民は農業労働の代表者なのである。勞力を提供するのがその大部分の目的である。然らば都會人は、それは文化の代表者である。其に各々採る可き道のあることを忘れてはならない。都會の總ゆる文明の恩恵に浴した青年や家族が、一ヶ年や二ヶ年ならいざ知らず、數年乃至一生涯をあの單調極まる山奥生活に耐得るであろうか。各々が自らの胸に聽くべきである。過去に於ては多數の中には寧ろ斯る状態を豫期し望んで行く人達もあらうが、それは極少數に過ぎなかつたのである。

或人は言ふた、移民は貿易品と伺じた。自から卑しんで掛れば、人も又これを卑しむと。然り農業労働者を送らんとならば、あく迄立派な代表的純農者を送り、文化を移し我國の優れた點を彼等に紹介し、ブラジルの文化的將來に、多少なりとも貢献せんとするならば又その代表的な人達をその適當な道を講じて、どし／＼送る可きである。

海外植民は一言して嫁入と同様だと、言ふことが出来る。ブラジルと云ふ一家庭に入嫁して家風を心得へ、圓滿に努め、充實を計り、長を攝つて短を捨て、益々向上發展に努力なす時、良妻としての稱讚は期せずして起るであろう。御里自慢と自己擁護にのみ終るや

うな嫁であれば、當然忌避排斥されて仕舞ふ運命に逢着せねばならない。吾人は又嫁の立場にあるばかりで無く、一日も早く賢母としての位置に立たねばならぬ。

伯國が目覺ましい發達をなすの日、その光榮を共にし得る權利を與へられるものは、ブラジル開發の總ゆる方面に、多大の犠牲を惜しまなかつた、種族でなければならぬ。社會構成の總ゆる部分、政治、教育、藝術、工業、農業、商業の生長發展の爲めに、常に其苦しみを共にした者のみ、其豊饒な稔りを刈取る恩恵に浴する資格あるものであらう。

斯く考へて今日の我が移民の現状と照し合せて見るならば、誰かその前途に多大の期待を托し得ようぞ。現在の我移植民事業の上に一大改革の起らんことを、私は切望するものである。

更に私は一步を進めて言はう。我等は現在の立場に立つて、一つの犠牲的的使命と、人類愛をもつて前進しなければならぬことを。我等は唯すら他國移民から見れば、異人種としてハンデキャップを付されて居る。

民族、習慣、言語の異つた彼等の間に互して、唯すら睦み難いのであるに、少しでも劣れると思ふ彼等から、傲慢に出られた時の不愉快、こうしたこと依つて自由主義者や、國際主義者や人種平等な思想を持つた人達を、如何に多く國家主義者に豹變せしめたことか分らない。

此處に於て、私は彼等と睦み合ふ爲に宗教的憐人愛と、犠牲的使命觀の必要を提唱するものである。異人種平等、四海兄弟の理想が我等の世界に實現するの日が有るとすれば、それは當に日本人の努力に依つてとなければならない。

斯る理想と努力とを以つて日本人が既に出發して居たならば、過去のやうな失敗を見ずに済んだであらう。世界は我家也、として進むにはあまり個人主義過ぎて居た。あまりに島國根性が強過ぎた。實力の無いのに鼻が高過ぎて居た。我等は我等の海外移住に對する態度を一變してかゝる時代が來つたのである。

ブラジルの社會に貢献し、我民族の前途の爲に、そして大きな人類の平等な理想實現の爲に自らを献げることは、やがて自らを得るの道であることを覺らねばならない。

我々は何時迄も過去の失敗を繰返す時で無い。然し又徒らに聲を大にして青年達を煽動すべきでない。唯すら感じ安い我々若人の血は、壯大な理想論の前に、一堪りも無く逆せあがつて失ふ。そうした結果がどうなるかは、今日サンパウロに彷徨くあまりに多くの、バガブンド（放浪者）を見た處の人は良く頷くことが出来るのである。

我等を躍動せしむる前に、我等に實力を與へよ、我等に技能を與へよ。常に日本人が、聲のみ大きくして実績の伴はないのは、此實力に乏しい爲で、眞に仕事の出来る人物が出來て居ないのである。獨逸や其他歐洲よりの青年達に互して、植民教育を受けたと言はれ

る我が青年が語學や技術の點に於て遙かに劣るを如何せんやである。遂に私は實力を養ふ機關を要するの一日も急なるを結論とするものである。

ブラジルの社會も、日本の社會も求むる處のものは、常に實力ある人物である。神の道を説くにも、大事業を成すにも、時代を導くにもこれ一に人物に依らないものは無い。ブラジル發展は數の問題でなく、質の問題である、人物の問題である。

此處に私は多言を費すよりは、伯國に於ける唯一の教化、育英事業に献身して働らかれて居る小林美登利氏の論を、諸君の前に紹介した方の、遙かに適切であることを信んず。

小林美登利氏論文 人物を養へ

何時の時代、何れの社會に於ても、人物を求めて居ない時はない。蓋し人なくして社會なく、人物を基礎とせない事業など、云ふものはあり得ないからである。時代が人を生むか人が時代を創造するかは極めて興味深き宿題なれども、余は今此處に斯の如き問題を取扱はんとするのではない。只在伯同胞の現状を願て、何れの方面に於ても人物を求むるの聲が切りに聞ゆるが故に本誌第二期發行の初頭に當り、一言此問題に付て所信を述べることとした。既に四五万を算せんとして居る、在伯同胞の間には必ずしも人物がない譯ではない。

各地に隠れた人物のあることは余が旅行中その都度ながら感ずる所である。教育の程度から云つても、日本に於て中等學校以上高等専門の學程を踏んで來て居るものが、決して少なくない。然れどもそれらの人々が一体何をなしつゝあるか？、宛然出て、消ゆる流星の如く日本から來てサンパウロ迄は堂々たる光を發するが、それから先きは何處ともなく姿を消して了ふのが常である。それは日本で想像したブラジルと、現實のブラジルとの間に甚だしい相異のあることを見出すと共に、靚面に起つて來るパン問題のために、止むなく奴隸同様な境遇に陥らねばならないからである。如何に日本での教育があつても、それを直接利用することの困難な社會狀態の中にある者の恨として、何れも窮々として自己のパンを求むるに苦しみつゝある有様である。日本で養ふた學術能力等は殆んど社會的に幾何の働きをなして居らないと言つて良い。伯國の現状として日本での知識階級が生活するには餘りに不適當である、寧ろ一コロノとして鋏を取り得る者の方が生活の道を求むるに却て容易である、然も一面に於て人物を求むる聲は絶えず聞える。人物とは即ち鋏を把つて、只自己一個の爲に生きるると云ふのでなくて同胞の爲社會の爲にも少し役立つ能力と資格とを有する者の謂である。勿論只人物と云ふことだけを論ずる場合は、之を日本で鍛へると伯國で養ふとの間に大した相異のあるべき筈はなく、日本語で教育を受けても葡萄牙で教育を受けても、教育そのもの、根本精神に何等の相異があるべき筈はない。然しその教

育を實際社會に役立たせると云ふことになれば、靚面にその教育方針が影響して來るのである。現に日本で高等専門の教育を受けて來て居る者でも、當地にあつては一コロノにすら若かない惨めな境遇にある事實を見ても、此間の消息を知ることが出来る。

従つて日本で一通りの教育を受けて來ても、此地で一事業を起さうと思へば、今一度此所でやり直さねばならない不便がある、事實我々自身が目下それをくりかへしつゝある所である。在伯同胞子女教育の根本方針なども此邊から慎重に考へられねばならないと思ふ。

日本の社會で生活せしむる人物と、伯國の天地で生活せしむる人物との間には、自からその教育の根本方針を異にするものがなければならぬ。此根本方針のもとに養はれた、生きた人物が輩出せずしては、同胞發展の基礎など、云ふものは得て望むことは出来ない。元來我々日本人位海外發展だとか、理想的植民地の開拓だとかと、大聲を立てる國民は世界に於ても稀であるが、然もその聲の背後に幾何の基礎を有するかに想到すれば、思半に過ぎないのである。之れ實に今日に至る迄我が國民の海外發展事業に成功せざる最大の原因であつて、かのユダヤ人若しくはトルコ人等が、惨忍なる虐待排斥を受けつゝも、着々として發展の基礎を築きつゝあると、相對照して感慨なき能はざる所以である。

何故日本人は己れの行く先々に於て、其處で活動の出来る人物を養はないか。余は當地マツケンジ―大學に於てその學生中に、トルコ人の子弟の意外に多きを見て一驚を喫した

次第であるが、彼等は斯くして鳴かず騒がざる間に、着々此地で活動の出来る人物を養ひつゝあるのである。伊然り、獨然り、英米佛皆然りである。然も願て日本人の現狀に思ひ到らば奈んぞ知らん子女教育の根本方針すら未だ決定して居ない有様である、一時に凡ての者の自覺を求むるは困難かも知れない、然し何れの植民地に於ても幾何かの先覺者を有して居らない所は無き筈である。

希くはそれらの人々が卒先して、此大問題に先鞭をつけることが出来ないだらうか。或植民地から一人の學生が上聖して、正式に當國の學校に修業して居ると云ふ、只そのこと丈けでもその位その地方に對する刺戟であるか知れない。我等の堯望する新時代の黎明は須らく此邊から明けそめて來るであらう。事は既に議論の時代を去つて只管實行を求めて居る。自覺することが一日早ければ一日丈け有利な地歩を占めることが出来る。在伯同胞間の一部にもつれて解けない息はしい軋轢や、その裏面にひそむ偽善の徒の醜態やは、何れ時が解決して呉れるであらう。

何れにせよそれは同胞全体の大局より見て大したことはない、我等は須らく同胞永久の發展策に對して、幾何なりとも積極的な努力を進めなければならぬ。而して問題は何時も古くして然かも常に新らしい人物の養成に歸るのである。此地で活動の出来る優秀な人物を養ふことなくして、如何で同胞間に新らしい運命を開拓することが出来るか、今は

徒に論じてゐる時ではない。須らく内外人の間に立つて、活動の出来る生きた人物を、社會の各方面に輩出せしむるために、我等は凡ゆる努力を傾注すべきである。不肖淺才微力をも顧ず、渡伯早々此點に深く顧る所あり、凡てを捧げて一私塾の實現に専心努力し來たり、將に四星霜も暮れんとして漸くその實現を見ることゝなつた。之れ一に我等の努力に對する、一般同胞諸彦の同情と聲援とに依るものであることは云ふまでもないが、又以て時代の要求を反影するものと云つてよい。今や前途に大望を懷いて、當地の有數なる學校に通學するものも數名現れて來た。未だ同胞間に正式な學程を踏んで出て來た一人のグワルダリーブルも居らない。

今日斯くして新進の同胞學生を送り出されることは、何と云ふ喜ばしい現象であらう！然れども同胞間に人物を養ふに於ては斯の如きもの一二にしては足りない。希くは斯る事業に使命を感ずる者は、須らく各地に育英機關を起して、人物の養成に献身せられんことを切望して止まない。最も醜きは嫉妬であり。卑劣なる妨害である。人間として此れ程恥づべき行爲はない。斯の如き分子はやがて社會から葬り去らるゝ時が來るであらう。

新時代の生るゝ前には常に暗雲低迷して四邊をどさすが、そのときには既に曙近きにありと信じてよい、在伯同胞も發展の第二期を迎へんとして、今年の如き未曾有の大恐慌に際會し、經濟的苦闘の戰場に哀れ敗慘の屍を曝す者も續出するに至つた。ハデにやつた者

程打撃が多く「石が流れて木の葉が沈む」やうな奇現象を見る事が出来るが、此機會に於て健全なる分子と、不健全な分子とは可なりな程度までふり別けられるであらう。同胞の健全なる發展の爲めには必ずしも呪ふべきと斷じ難い。

かの豊作に慢心し驕侈にして墮落し、身も魂も滅亡し去らんよりは、天災によりて心氣を引きしめることの遙に幸なるを思はざるを得ない。雨降つて地固まる。之より同胞間に健全な分子の擡頭して、新しい天地の創造を始めるであらう。此の時代に處する新しい人物の養成程重大な事業がまたとあらうか。

因に小林美登利氏は大正五年の同志社大學出身で直に布哇に渡り、一ケ年後轉じてカリフォルニアに渡られオーボルン大學に學び南メキシコから北アラスカ迄ロッキーマウンテンの總てに足跡を残され日本人の北米に於ける發展の真相に觸れ自から體驗し大正十年十二月ブラジルに渡られた方である。

以上の一文に依つて、小林美登利氏の事業精神に對する一端を熟知せらるゝことが出来る。同氏の人格に對しては吾人は常に敬服して居る者のであつて、同氏の如き偉大なる人物をブラジルの邦人社會が迎へ得たことは、大なる賜の一つと言はねばならない。

同氏の事業は既にインスチテュート、ニッポブラジレイロ日伯學院の名のもとに學務局の

認可を得て内容の充實と共に、相當な育英事業を目論んで居られるのであつて、現在の聖州義塾は同氏が起した宗教事業 ミツソン、ジャボネイザ、ド、ブラジルの教育方面を代表するものである。斯る運動は邦人青年に如何に大きな指針であり、光であり、力であるか判らない。

此種の事業は國民全体政府自身が背景となつて援助するのみならず、同氏の語る如く尙幾つも同様なものが組織されて、伯國人の間にも立派な教育機關として認めらるゝ日の近きを祈るもので、英國人やドイツ人其他の人達の其方面に對する事業狀況は、實に素破らしいものと言はなければならぬ。

以下私は彼地で勉學し、學校に入り技術者となり得る方法に就て、記述してみやう。

勉學の道

若し經濟的に余裕のあるものならば、聖州義塾に入塾するか、其他語學の勉學出来る學校に入つた方が適當安全である。塾の建物は現在では廿四、五名の青少年が常に溢れて狹隘を感じて居るので、一日でも早く建物が増築されることを望んで居る。聽て堂々たる學院が出来て日伯人の間に大なる教化事業をなす日の近きを祈つて止まない。

聖州義塾に入るには、渡伯後塾に空きがあるか、否かを尋ねた上入塾を申込む可きで、

他の一法としては田舎の出来るだけ外人の多い耕地に五六ヶ月を過して、徐ろに勉學の道を講ずるのも一策である。特に入學するに困難な者であれば、田舎の小學校の教師なり、相當な外人家庭に出入して語學を學ぶのも又一策である。輕舉盲動いたずらに都會を憧れて來ることは危険此上もない。

ブラジルには北米の如きスクールボーイの様な勉學に便な道は無く、家庭奉行なぞしては殆んど時間の制限がなく、今猶半奴隸的な感がある。自尊心の強い短氣な日本人は、到底永續出来ない。こんな境遇を行きつもどりつ繰返して居る内に、最初の理想も意氣も失ふて立派なバガブンドになり終ふせてしまふ。普通七割迄は此道程を通つて來てゐる。即ち意志堅固な青年でも、只ならざる忍耐苦闘を覺悟しなければ、此關門を突破することは出来ないのである。

私は此方法を一般にお奨めする勇氣は持た無い。然らばと言ふて都會にあつて外人の會社なり工場なりに務めることも之れ又容易に道は無い。私と同行した養蠶に經驗のある一友人が、渡伯後數ヶ月塾に勉學し後伊太利の紡績工場に働らいて居たが、遂に奥地入をしてつた。その影には言ふべからざる苦闘が秘められてゐるのだ。其外にも猶こうした道を通つて銳意研學に全力を注いで居る青年は有るが、實に涙ぐましい並々ならぬ奮闘の生活である。自己の生存すべき國家社會に、相當な地盤を築き度いと言ふ願ひは、大部分の

青年が持つ最も大きな慾望の一つで、又大いに祝福すべきことであるが、余りに多くの落伍者を出す此道は決して善良な道と言ふことは出来ない。

ピツシヨ、ロツテリヤ等の富籤が公認のもとに賣買され、フロントン、ローレッタなどの賭博場が公開されて、夜の町には街路の女が蜘蛛糸を張つて居る、醜惡な裏面を持つ都會生活は、吾人にとつて最も警戒を要すべき處である。勿論この關門を突破し得る人こそ將來大事業をなし得る人であらうが、先づ我々は出来るだけ安全な方法を探る可きであらう。小林氏は新たに半勞半學に依る學資の乏しい青年達の爲にも、充分勉學出来る學校の設立を郊外モシダス、クルーゼス驛近くに目論んで居られるが、未だ具体的なものとなつて居ない。現に聖市郊外サンクマール湖の畔にアトペンテスト、セブンスデー基督教團の手に依つて此種の學校が設けられてあつて、北大農實出身の高橋由友君其他二名の同胞が専心語學を修めて居るがこれも一法であらう。

其外、萬國基督教青年會に於いても夜學校を設けて、苦學者の便を計つては有る。我が研究會の内にも同様な目的に依る青年ホームの如きものを建設せんとする議が起つて居るが、吾人は此成立を希望して止まない。

聖州義塾に入塾せんと望まる、方々の爲めに其規則の大略を示せば
基督教と聖州義塾の關係に就いて

智識は智識を生み人格は人格を生みます。學問を多くした人必ずしも人格ある人とは申されません。現代は寧ろ學識あるが故に却つて罪惡多きやうな感が致します。我等は此大なる欠陥を補ひ學識人格相俟つ生きた人物を養ふことを主眼としております。學校に於ては學術技藝を教へ家庭並びに教會に於ては人格を磨くにつとめますと小林氏は述べて居る。

塾 則

第一條 聖州義塾は ミッツン、ジャボネーザ、ド、ブラジルの教育方面の事業を代表するものにして、其趣意及び目的は伯國獨立百年祭當日公表したる聖州義塾設立趣意書に準據するものとす。

第二條 聖州義塾は ミッツン、ジャボネーザ、ド、ブラジルなる一財團法人の支配下にあり、凡ては同委員會の決議に依りて決せらる。

第三條 聖州義塾は前途に高遠なる理想を有すれども目下の事業としては先づ寄宿舎を主とし學課の教授を従となす。

第四條 聖州義塾に入塾せんとするものは塾則を嚴守し、且つ主任並に教師の指導に従ふと共に塾生としての体面を汚すべからず。

第五條 聖州義塾々生は禁酒禁煙を實行し且つ墮落の巷に出入せざることを誓ふべし。

第六條 聖州義塾に入塾し得るものは十才以上の學生とす、但し女子部の監督を得る迄當分男學生のみを收容す。

第七條 聖州義塾に入塾せんとするものは健康体のものたるべし、傳染病若しくは長期の病に罹る場合は塾内に留ることを得ず。

第八條 聖州義塾生にして醫療又は藥品等を求むる場合は自辨とす。

第九條 聖州義塾に入塾せんとするものは毎月塾費を前納するものとす。
因に當分一ヶ月の塾費（寢食、月謝、洗濯代を含む）を百二十ミルに規定す

第十條 聖州義塾に入塾せしものは寢台及びコルシヨン（藁布団）を提供せらるれども敷布、毛布、枕等は寄宿生各自の自品を使用するものとす。

第十一條 聖州義塾に入塾せんとするものは、在聖市内の邦人にして責任を帯び得る資格あるもの一名を保證人に立つるを要す。

第十二條 聖州義塾内に於て塾生及塾員以外のもの、宿泊並に飯食を禁ず、但し特別の場合に此限りにあらず。

第十三條 聖州義塾の規則に違反するものは退塾を命ずることあるべし。

第十四條 聖州義塾規則は適宜改訂増補をなし得るものとす。

大正十四年九月七日

伯國サンパウロ市 聖州義塾

聖州義塾開始に就ての説明書

一、開 始

一千九百二十二年九月七日の伯國獨立百年祭を記念に宣言致しました。聖州義塾設立の儀は同胞諸兄姉の溢る、御同情並に御後援の許に不肖私ども過去滿三ヶ年間涙血を注いだ努力の結果、設立宣言滿三周年目の今日愈々開始の運びに至りましたことを嬉しく思ひます。然し開始と申しましたが、決して始めから大げさなことを企てるものではなく、最初は殆んど寺小屋式に始めて漸次實力に従ひ擴張して行くつもりであります。

二、場 所

義塾の場所を藉すこと程私どもの頭を悩ました問題はありませんが、幸ひ此度市の中心地に近いガルボンブエノ街の八十五番に、適當な一軒の家を見付けましたので、二ヶ年間の契約で借り受けることに致しました。當所は、ラルゴダ、セから歩いて五六分で行ける所で、日本人町に餘り遠からず極めて便利で静かな場所であります。特に、サンジアヨキングルボエ、スココーラへは一二分間で行かれますから兒童の通學には此の上ない好都合です。

三、内 容

義塾の内容は目下の場合として寄宿舎を主にし、學科の方は補助的に爲すつもりであります。勿論入塾生は大別して二種になると思ひます。即ち伯人學校に入學するものと只實際社會に役立つ實力を付けるために補習教育を希望するものと思つて居ります。私どもは伯人學校に通ふものに對しても、又入學準備をなすもの、若しくは補習教育を受くるものに對しても、何處迄も實力本位で行きます。此外青年のための夜學校があることは申す迄もありません。

四、方 針

寄宿舎の方針としましては何處迄も家庭組織の自治寮となし、私どもは入塾して來る生徒を悉く兄弟として迎へます。そしてそれらの生徒が眞に獨立自治の人物となるために、凡ゆる機會を利用して、訓練するつもりであります。知識のみを付けるのが決して學問ではありません、で私どもはどうしても人格と力倆と相俟つた、生きた人物を養ふことを以て根本方針と致したい考であります。

五、費 用

目下サンパウロ市に出て勉強して居る學生は何れも年二三コントス(約八百圓)内外の費用を費して居りますが、然し我塾では出來るだけ父兄の負擔を少くして、その子弟の勉

學に便利を計り度ひ趣意から起りましたので、出来ますれば普通の費用の半額位に切り上げたい希望であります。それで塾費として、毎月百二十ミルを徴集致しますが、其他筆墨紙、小使等一切を入れても、月百五十ミル(約三十五圓)を出ないやうにしたいと思ひます。我塾は斯る希望から起りましたもので、決してバガブンド(放浪者)の安宿でないこと、並に義捐金などに依て養はれる感化院の如きものでないことを豫め御断りして置きます。

六、開校式

略 (大正十四年十二月二十五日クリスマスに開校せり)

七、教職員

聖州義塾の教職員は左の通り定まりました。

- | | | | |
|----|-------------|--------|-------|
| 校長 | マケンジー大學國文科長 | ドートル | マタテアス |
| 主任 | | 小林美登利 | |
| 教師 | サンパウロ法科大学 | パウロラベロ | |
| 同 | マケンヂー大學 | 永島正夫 | |
| 同 | マケンヂー大學 | 吉原千苗 | |
| 同 | 日本師範(訓導) | 小林登次郎 | |

講師 サンパウロ商科大学 杉山英雄
講師 サンパウロ法科大学 ジュリオ ネーヴェ

以上有力な講師が控へて中々充實したものである。同塾の一部をもつて、サンパウロ教會々堂とし、宗教的會合を開いて居らるゝが、現在では五十名前後の青年が、小林氏を中心として神を讚美禮拜をなして居るのである。此處を中心として近き將來に必らずブラジル社會に重きをなす人物が、各方面に輩出するであらう。其時こそ邦人發展の基礎を泰山の安きに置く日である。塾内の團結と、家族的な睦みは實に麗るはしいものがあつて吾人をして先づ鞏固な團結から出發せねばならぬ、ことを教へて居る。

伯國出世の道

ブラジルに渡つて智識方面に、出世したいと願ふ方々の爲に以下伯國出世の道を參考迄に掲げることゝしやう。

日本の中學卒業證書

日本の卒業證書をブラジルに於て、高等の學校への入學等のため有効ならしめるには、我國駐在ブラジル領事に、その證明書がその國に於て高等專門學校入學資格を認めらるものなることの證明を受けねばならない。

ブラジルで責任技術者となるには、當國官立又は之と同等と認められたる、工業學校を卒業するか、又は外國の責任技術者免狀所有者で當國中學校で葡語、及び伯國地理、歴史の試験を受けて合格し、更に當地官立又は同等と認定の工業學校で所定科目に就き試験檢定に合格しなければならぬ。

齒科醫になるには

伯國の齒科醫學校を卒業したのか、又は外國の齒科醫の免狀を有する者ならば、當國中學校で、葡語及伯國地理、歴史の試験を受けて、合格し、更に當國齒科醫學校で、所定科目の試験檢定に合格した者でなければ、當國の齒科醫となることは出来ない。

藥劑師になるには

伯國で醫師處方調劑をなす藥店を開業するには、特別法の存する州の外、藥劑師か又は藥劑師を責任者として雇傭しなければならぬ。所で藥劑師になるには當國の藥學校を卒業するか、又は外國の藥劑師免狀所有者で、當國中學校でポルトガル語、及び伯國地理、歴史の試験を受け合格した後、當國の藥學校で所定科目の試験檢定に合格しなければならぬ。

藥劑師として、處方の調劑をする藥店を自ら開業することは出来ないが藥劑師の下に

調劑に従事し得る *Official de Pharmacia* と云ふのがある。此の試験は州衛生局で行はれる。此試験を受ける爲に二十ミルレースの外印紙を貼付した願書に、人別鑑識票、種痘證明書、無傳染病證明、品行方正證明、少なくとも三年以上實務經驗ある旨の藥劑師の證明書等の書類を添附する、拾八才以上の者及び不合格となつたもので、六ヶ月を経過しないものは受験することは出来ない。

醫師になるには

ブラジルで醫術開業の出来る爲には、當國の醫科大學を卒業するか、又は外國の醫師免狀を有する者なら、當國官立中學校ポルトガル語と、伯國地理歴史の試験を受けて及第し更に當國醫科大學に於て、人体解剖、組織學、生理學、細菌學、衛生學及法醫學、一般病理學、外科醫學、病理解剖、臨床醫學、小兒科臨床、大人及び幼兒外科臨床、産科、婦人科、皮膚科及び徵毒科、神經科、精神科、眼科、耳鼻咽喉科、治療學、熱帯醫學に就て試験檢定を受けなければならぬ。

辯護士になるには

伯國で辯護士になるには當國の法科大學を卒業するか、外國で辯護士免狀を受けた者で當國の官立中學校で葡語及び伯國歴史の試験に及第し、更に當國の法科大學で、憲法、民法、商法、刑法及刑事訴訟、國際公法、民事商事訴訟法、理論と實際に就て、檢定試験を

受けそれに合格しなければならぬ。

高等専門學校及び大學修業年限と入學資格

専門學校や大學の入學資格としては、伯國中學卒業生か、專檢合格者（此の檢定試験は廢止となつた）か、外國に於て専門學校入學資格ありと認定されてゐる處の中等學校の卒業生でなければならぬ。尤も伯國の中等學校の修業年限は六年であるが、五年修業者は高等専門學校や、大學への入學資格がある。

中 學 校

入學資格は滿十才以上の者で、小學校卒業程度でポルトガル語、伯國地理、歴史、數學、理科、修身、圖書等につき行ふ、筆記及び口述試験に合格したるものでなければならぬ。修業年限は六年だが五年を修了すれば、高等専門學校や大學校への入學資格は得られる。六年全科卒業者は *Bacharel em ciencias e letras* (バシヤレル、エン、スシエンシアス、エ、レトラス) の稱號を得る。

入學試験を受くる願書は、本人の父兄、又は後見人、或は保護者から出す。合格してからの入學願書も同様で、年齢證明、種痘済(三年以内)傳染性の病氣にかゝつて居ないこと等の證明書類を添附するを要する。

師 範 學 校

入學資格は、修業年限二ケ年の附屬補習學機の卒業程度の入學試験に合格した者、入學出願には願書の外に、イ、十四才以上なること、ロ、品行方正なること、ハ、三年内に種痘添なること及身体健康なること、ニ、父又は後見人の許容、ホ、人別、等の證明書類を添附するを要する。修業年限は五ケ年。卒業者は *Magisterio Publico* (マジステーション、ブーブリック) 又は *Professor normalista* (プロフツソールノールマリスタ) の稱號を得る。

法 科 大 學

入學資格は滿十六才以上で、中學五年修業者、又は全科卒業生、若くは外國の中學卒業生でブラジルの中學でポルトガル語及び伯國地理、歴史の試験に、合格した者。

入學試験。前記の資格ある者に對し、地理特に伯國地理、世界歴史及び伯國史、哲學の入學試験を行ふ。修業年限は五年で卒業生は、*Bacharel em ciencias jurídicas e sociais* (バシヤレル、エン、スシエンシアス、ジュリデカス、エ、ソシアアエス) の稱號を得。論文提出をなしで及第すると、(*Doutor em direito* トートル、エン、ジイレート) の學位を得る。

醫 科 大 學

入學資格は法科大學と同様で、その資格あるものに對し、物理、化學、博物に就き入學試験を行ふ。修業年限は六年で卒業生は *Méico cirurgiao* (メーデイコ、シルージオン)

の稱號を得、更に希望により、論文を提出して及第すれば *Doutor em ciencias medico-cirurgiao* (ドクトール、エン、スシエンシア、メーデイコ、シルージオアン) の學位を得られる。

薬 學 校

入學資格、入學試験等醫科大學同様、修業年限は四ケ年で卒業者は *Pharmaceutico* (ファルマセウチコ) の稱號を得る。

齒科醫學校

入學資格、入學試験等、齒科大學同様、修業年限は參ケ年で卒業者は *Cirurgiao dentista* (シルージオン、デンテスタ) の稱號を得る。

因にブラジルでは藥學及び齒科醫學には (*Doctor*) 博士の學位が無い。

工 科 大 學

入學資格は法科大學同様で、代數 (初等及び高等) 幾何、平面及び球面、三角、線書及び幾何書、投影書、解折幾何大意の入學試験がある。

修業年限は、普通科が三年、本科が三年、分科は土木、電氣、工業の三科で土木を出たものは *Engenheiro civil* (エンジエネイロ、シビル)。電氣科卒業者は *Engenheiro electricista* (エンジエネイロ、エレクトロシスタ)。工業科の卒業者は *Engenheiro industrial* (インヂエネイロ、インヅストリアル) の稱號を得る。又以上の卒業者はそれ〱 *Bacharel em*

scencias physicas e mathematicas (バシヤール、エン、スシエンシアス、フイージカス、エ、マテマーテカス) の稱號を用ゐることが出来る。之等のエンジエネイロが論文を提出して及第すると *Doutor em ciencias physicas e mathematicas* (ドクトール、エン、スシエンシアス、フイージカス、エ、マテマーテカス) の學位を受ける。

以上は聖市商科大學出身の責任翻譯人杉山英雄氏の發表されたものであるから、これに依つて、就學方法に就て、大略のヒントを得らるゝことが出来ると思ふ。

小學校の義務教育年限は、三ケ年であつて、現在では日本兒童も次第と上級の學校に進むようになったことはまことに慶賀に堪へなひもので、成績の方面から云ふても、一步も外人に劣る處は無く、入割迄は優秀な成績のもとに外人を驚ろかせて居る。之れはブラジルに於てのみならず、北米に於ても同様であつたやうで、只此處に注意を要することは、日本人の成績は學校に於けるのみであつて、寧ろ卒業後は、劣つて居た、外人に追ひ越されて行くと云ふ事實で實社會に立つても尙此優秀な成績を續けさせるやうに、努力して貰ひ度いものである。

聖州義塾夜學校

學科目 一、初 步 (メウリープロ) 月水金 午後七時—七時五十分迄

二、第一年 (ランジエルベスターナ) 毎夜七時—七時五十分迄

三、第二年(葡語文法) 毎夜八時四十分—九時三十分迄
 四、 葡語算術 月水金の三夜七時—七時五十分迄
 五、 外人教師 火木 の二夜七時五十分—八時四十分迄
 以上の學科を幾つでも任意に取る事が出来ます。月謝十五ミル。月謝のことを書いた序
 でに、外人學校の月謝の一部をも御紹介して置こう。
 マケンデー大學 年八百ミル。アルバーレス、ペンテアード 月謝二十五ミル。ジナト
 ジオ、オスワルドクルース 月謝三十ミル。アカデミヤ 月謝二十五ミル。

日本兒童の優秀なる智能

次に御參考迄に現在伯人學校に通學せらるゝ方々(特に聖州義塾生)の成績と本年度官
 立中學校入學試験の實績を大略申上て見ることも無駄では有るまい。塾には現在八名の小
 學校通學兒童と職業學校一名、中學豫備科一名、商業學校附屬に一名。マツケンジ—大學
 神學部二名と工科一名、其他は塾内に開かれる夜學で學んで居らるゝのである。

小學校通學兒童成績

學 校 名	學 年	氏 名	入學當時成績	一年後の成績	備 考
リベルダー	二年生	石原 豊	八十點	八十點	百二十點
ブルボエスコラ	三年生	森部 一希	同	同	百二十點
同	三年生	三好 ヨシエ	同	同	同
同	二年生	小川 武雄	九十點	百 點	同
カンプスサレス	三年生	下元 健郎	九十點	九十點	同
同	三年生	溝淵 健雄	八十點	四十點	同
同	三年生	米田 榮	百二十點	六十點	同
同	三年生	縣島 利益	九十點	四十點	八十點

エスコラ、プロフイシヨナル(職業學校)
 堀岡啓吉 入學當時 品行六十點、學科六十點、一年後 品行百二十點、學科百二十點
 ジナージオ、オワルドクルス、ブレバトラトリオ(中學豫備科)
 川原 潔 入學當時 品行百點、學科百二十點、一年後 品行百二十點、學科百二十點
 アルヴァレスペンテアード、アンネタツ
 森出 求 規定の及第點三百點に對し三百六十六點を以て通過す
 マツケンジ—大學神學部永島正夫氏、工學部河合武夫氏も優等の成績を示して居られる
 以上の成績に依つて吾人は民族將來に對して意を強くすることが出来る次第である。

本年度の官立中學校入學試験成績

三二

邦人兒童が官立中學校に受験入學したのは、今に初まつたことでは無い、けれども數名の者が一度に受験入學したのは、今年（一九二七年）を以つて嚆矢とされるであらう。

今年度の入學志願者は、聖州義塾出身の川原潔（バウル）、下元健郎（コチア）、森部一希（グワイサラ）、大内義雄（カタンゾーバ）、佐藤武（イカケラ）の五名、更に小林氏の保證及指導のもとに、同様志願した三宅定吉（サンパウロ）、を加へ、其外にも數名の者があつたが、塾を中心として都合六名が受験願書を提出したのであつた。

此中佐藤武は色々な手違があつて、受験の機会を逸してしひ、五名の者が、愈々三月十六日からの入學試験に望んだのであつた。本年は入學試験場に入るには、中央警察署の發給する、カルテイラ、デ、イデンテダデー（身分證明）を有さなければならぬと云ふ、面倒が生じ、小林氏等一同の御骨折は一通りで無かつた。試験の内容も、一九二六年よりはすつと困難になつて、初日目に葡萄牙語（書取及び習字）算術幾何の三科目に對して筆記試験があり。第二日目に更にポルトガル語の讀方、文章分解、動詞の變化及び算術並に伯國地理の口頭試験があり。第三日目に自然科學、伯國歴史、修身及び市民教育の口頭試験があつたのである。昨年に比して、試験の日數が一日増してポルトガル及び算術が二日に

亘つて、筆記口頭を重複されて居たのである。

試験の結果は、受験志願者三百五十名計りの中二百〇六名の及第者を出し、最高點が九十三點三分で第一位を占め、最低點が四十點止まりとなつて居り、此中聖州義塾からは三名が及第した。

川原 潔（第十九番平均點七十九點一分）

下元健郎（第百〇三番平均點五十六點六分）

三宅定吉（第百八十七番平均點四十點八分）

此外日本人で入學出來たものは、

鮫島正弘（第八十七番平均點六十點）

氏原正喜（第百〇九番平均五十五點八分）

右の内直接に當市國立ジナージオ（官立中學校）に入學出來たものは、川原潔、下元健郎、鮫島正弘、氏原正喜の四名で、收容人員百五十五名のもの、仲間入りが出来、他は市内の公認ジナージオ例へばオスワルドクルース、アングロブラジレイロ、ドンペードロセクンド等に分配せられたのであつた。邦人も次第どころした縦の方面にも發展し初めたことは喜びに堪へない。特に川原潔君が、平均點八十點近くの優等な成績を以つて、第十九位を占めて居ることは、特筆に値するものがある。同君は未だ渡伯四ヶ年より經過しない處の

少年である。然し斯如き大功を奏し得たことは、一に影日向になつて盡力された、小林美登利氏の賜と言はなければならぬ。

入學受験迄には非常な困難が伴ふのであるが將來此處で生存しなければならぬ、邦人は豫め之等の困難と闘ふの決心覺悟が、必要である。

以上述べた如くブラジルの新天地に我等の持てる文化的生命を延長し、根強い基礎を作らんと欲する者には大きな試練が與へられて居る。然しながら眞に日本の將來を憶ひ、來る可き新時代の槍舞台に活躍せんとする使命を觀する若人があるならば、一日も早く、新大陸に向つて飛躍すべきである。

一日遅るれば一日遅る、だけ艱難は増すであらう。植民事業に於て歐州に立遅れた日本は、今こそ國民擧つて蹶起すべき秋である。

慎重に考慮して斯あらねばならぬと觀する者は、農業者も行け！ 資本家も行け！
而して更らに大ひなる使命を觀し神と偕なる若き友も行け！

如何なる苦難も民族生命の生長の爲に世界同胞愛の實現の爲に、甘受せよ。

附 録

ブラジル 渡航法

今日ブラジルに渡航するには、これを大別して移民及非移民の二つに分けることが出来る。非移民は即ち旅行者であつて、移民渡航とは異つた形式のもとに旅券下附出願をしなければならぬ。これは主に視察及び企業が其目的となるものであつて、右に其旅券規則の概要を記せば

一、旅券出願官廳

旅券下附は何れの官廳に出願すべきかと云ふに、それは非移民と移民との間に少しの相違がある。非移民ならば、内地にては本籍地又は所在地の府縣廳に出願すべきである。

移民なれば、旅券下附願の外に渡航許可願を爲さねばならぬ。此渡航許可願は、本籍地又は寄留地の府縣に出す定めである。但し寄留地の府縣廳に出願する場合には、三ヶ月以上其の他に住居した事實を證明する書類を添附すること、爲つて居るから、移民として渡航する者は、此の條件に當てはまらぬときは本籍地の地方長官へ出願する外はないので

ある。

- イ、東京府下にては、非移民は東京府廳移民は警視廳
- ロ、東京府以外の府縣にては、移民非移民の何れも總て縣廳
- ハ、北海道は北海道廳（警察署を通して）
- ニ、外國にては在外官廳

二、旅券の種類

- イ、公用旅券及私用旅券、公用旅券は官命により外國に旅行する者。
- 私用旅券は自由旅行者の爲に下附されるものと區別を生ずるのである。
- ロ、移民旅券、勞働の目的にて外國へ渡航する者には移民旅券が發給せられる。

海外旅券下附願

- 一、氏名（片假名を以て傍訓を附すべし）
- 二、本籍地（本籍地と所在地と異なるときは所在地を併記すべし）
- 三、身分（戸主、家族の別、家族なるときは戸主の氏名及戸主との續柄を記載すべし）

四、年齢（滿何年若は何年何月何日生）

五、職業

六、旅行地名

七、旅行の目的

右外國旅券下附相成度別紙戸籍謄本及寫真二葉相添へ及御願候也

右氏

名 印

1 願人未成年者なるときは、其の親權者又は後見人連署を要す（海外在住者の呼寄證明書を必要とす、特に滿五十才以上及滿十八未滿及婦人の單獨渡航者は、ブラジル官憲發給の證明を必要とす）

2 願書に添附する戸籍謄本は、本人の氏名本籍地及身分を證明すべき文書（例之戸籍謄本抄本）を以て之に代ふる可なり。

3 寫真手札形、半身、無台紙のものなるを要す。

4 戸主と同行する家族、夫と同行する妻、又は父若くは母と同行する子は一通の願書に其旨を併記するも可なり。但し夫と同行する妻を除く外成年未滿の者たる場合に限る。又父若くは母の旅券に併記する五才未滿の子は寫真を添附するを要せず。

- 5 旅券の下附を受けたる者は、其の券面に署名すべし。若し署名すること能はざる時は代署せしめ、本人之に實印を押捺すべし。
 - 6 旅券の下附を受けたる後六ヶ月以内に出發せざる者は旅券返納すべし。
 - 7 旅行者歸國したる時は旅券を返納すべし。
 - 8 旅券の下附を受けたる者死亡したるときは其の遺族より之を返納すべし。
- 三、旅券下附手数料
- 私用旅行者に對する旅券下附手数料は一枚につき非移民は拾圓、移民専用旅券には金五圓に相當する収入印紙を旅券領收書に貼附する定めである。

印紙	領收證
一、帝國海外旅券 壹葉	
但第何號	
右領收候也	
年 月 日	
現住所	
氏 名	印
知事又は長官殿	

1 旅券の紛失した場合、旅券を紛失した場合、直ちに届出を爲すを要す、又發見したときも同様である。

2 外國に渡航し十年に及び歸國しない者は、旅券を領收したときより十年以内に帝國大使、領事館の査證を受けることを要す。

四、査證

ブラジルへ渡航するものは我國駐在同國領事館の査證を受くるを要す。

査證は普通旅券の裏に一定の記入をするのでこれを旅券裏書とも謂ふ。

- 一、査證請求に關する事項
- 公館所在地 横濱市山下町三十五番地、總領事館。神戸市磯上通入丁目百二十三番地。
- 長崎市銅座町二十番地
- 執務時間 (横濱)自午前十時至午後三時、土曜日は正午迄。(神戸)自午前十時至正午
- 自午後二時至同四時、土曜日及八月中は午前中。(長崎)自午前六時至正午、自午後二時至同四時。
- 査證の種類 公用査證。一般査證
- 査證の有効期間 滿一ケ年
- 査證料 伯國金貨四ミルレース(邦貨五圓三十錢) 外交官、無料。

(長崎)一般査證六ミルレース(邦貨約八圓十二錢) 公用査證無料。
本人出頭の要否 本人の出頭を必要とす。

査證請求書の要否 正副二通提出を要し、用紙は領事館より給す。

請求書に添附する書類 (イ)健康診断書(横濱にて領事館囑託六角病院の種痘証明書)

(神戸にては神戸市下山手通淋律病院の種痘証明書)。(ロ)身分証明書(横濱にては警察署長發給のものを可とす) (神戸及長崎にては市町村長發給のものを可とす)。

寫真添附 旅券面に貼附のある寫真と同一のもの二枚。

査證を受くるに要する時日 (横濱及長崎)即時。(神戸)三日。

各種の移植民

移植民となつて渡航することを希望せらるゝ方々の爲に、大略これが方法を説明申上て置こふ。移民は現在では海外興業會社で取扱つて居てこれを區別すると次の様になる。

A 契約移民(珈琲耕地行)

イ、補助移民

1 サンパウロ州補助移民(現在中止)

2 社會局補助移民(農業家族)

ロ、自費家族移民、夫婦、單獨

B 非契約移民(就働地隨意)

イ、呼寄移民

ロ、再渡航

C 植民

サンパウロ州政府の補助移民は一時中止されて居るので、社會局補助移民に就て述べよう。

補助移民に關する規定

家族の構成法

(イ)家長夫婦 滿五十歳未満

(ロ)基本構成員 家長夫婦を中心として、これに家長夫婦の何れかの左記の續柄のもの一名以上を加へる。但しこの加入者は年齢滿十二歳以上滿五十歳未満なることを要する。

A 實父母、養父母、繼父母、祖父母。

B 實子女、繼子女及び各その配偶者。

C 年齢滿二十一歳未満獨身の養子女、但し入籍後滿一ヶ年を経過せざるものは滿十五歳

未滿のものに限る換言すれば滿十五才以上の養子女は入籍後滿一ヶ年を経過したものでなければならぬ。

D 兄弟姉妹及びその配偶者。但し妻の姉妹はその夫を加入同伴することが出来ない。

E 年齢滿二十一歳未滿の獨身者である甥姪。

F 孫。

(ハ) 同伴者 右に擧げた基本構成員が家長夫婦に加はつた以上は、實父母、養父母、繼父母及び兄弟姉妹など男女、年齢、數の如何を問はず同伴して差支ない。

(ニ) 市町村長の證明 渡航費調達の資力なく、同時に農業移民に適するものであるといふ證明を要す。

補助移民に對する補助

(イ) 補助額 滿十二歳以上五十歳夫滿二百圓。滿七歳以上十二歳未滿百圓。滿三歳以上七歳未滿五十圓。

(ロ) 補助を受くべき資格あるもの 家長夫婦とその基本構成員及び同伴者は悉く前記渡航費の補助を受ける。

補助植民に關する規定

家族の構成法

(イ) 年齢滿五十歳以下の家長夫婦を中心として、これにその一方何れかの左記の續柄のもの年齢滿十二才以上五十歳以下を少くとも一名を。家族構成員として加へることを必要とする。

(ロ) その他の同伴者は年齢及び人員に制限がない。

A 實父母、養父母、祖父母。

B 實子女、養子女及び各その配偶者。但し養子女にして入籍後滿一年以上を経過しないものは滿十五歳未滿のものに限る。

C 兄弟姉妹及び各その配偶者。

D 伯叔父母。

E 弟從兄姉妹及びその子女。

F 甥姪及びその子女。

G 再從兄弟姉妹。

船賃の償還 家族中五十歳以上のものを除きその他のものは定住後一ヶ年にしてブラジル國サンパウロ州政府から船賃の償還を受ける。

但しこの補助植民といふのは、海外興業會社經營のイグアツペ植民地及各地方海外協會經營の移住地に定住した植民に對し、前者はサンパウロ州政府が特に船賃の償還を

なして補助を與へるもので會社は便宜上植民の渡航に際して船賃を一時立替へて置き
あとで州政府から會社が償還を受けることになつてゐるし、後者は協會が社會局補助
を受けてこれに當て、居る。また右定住といふのは、植民地に入り會社又は協會から
分讓された土地に對して第一回の土地代を拂込み、假小屋を建設し一ケ年以上現住地
で農業勞働に従事するものをいふ。

自費家族移民及單獨 自費家族移民の内に大人三人以上の家族移民（構成員は植民構成員
と同様）と夫婦移民との、二種及單獨移民があるが海興では極少數より取扱をなしてゐ
ない。

呼寄移民及再渡航移民 此種の移民は旅費等自辦の關係上、多少家族構成の範圍が廣くな
つて居る。呼寄證明は先方駐在本邦領事の證明したものをブラジル在住二ケ年以上の親
族又は友人より本人に送つたもので又再渡航とは一旦日本に歸つた者が、再び渡航する
のでやはり領事の證明した、嘗て在留したと云ふ證明が必要である。是等の移民は取扱
が非常に簡単に許可になるもので、年齢に制限も無く單獨でもよし、（但し前項旅
券下附願の處に記載せる第壹條を注意され度し）非農業者でも善い事になつて居るので
單獨非農業者の唯一渡航法と云ふことが出来る。

移植民の渡航手續

前記のいづれかの補助移植民に屬する渡航の資格ある者は海外興業會社の業務代理人の
處か各地海外協會に付申込み可きである。書類の調製に就ては一切代理人が世話をして呉
れることになつて居るので、此處では其書類の名稱や取扱法を略して、左に公認業務代理
人の所在地及各地方海外協會名とを示そう。

外務省公認業務代理人事務所々在地

擔當府縣名	所 在 地	業務代理人氏名
北 海 道	札幌市南五條西五丁目八	松 宮 石 丈
	山形市六日町七〇一	伊藤勘兵衛
青森、秋田、山形	山形市小姓町番外二番地	海 野 覺 應
	仙台市新傳馬町三	武 田 常 吉
岩手、宮城	福島市大町五四、鶴久方	小 杉 善 助
福 島	字都宮市杉原町三二四六ノ七	久保田峰松
栃 木	水戸市上市八幡町六二八一	
茨 城	前橋市萩町二二四	和 田 本 次 郎
群 馬		

栃木、埼玉、東京、
 千葉、神奈川
 山梨
 長野
 新潟
 富山
 石川
 福井
 神奈川、静岡
 愛知、三重
 岐阜、京都、奈良
 滋賀、和歌山
 大阪、徳島
 兵庫、徳島
 岡山
 山

東京市麴町區富士見町六ノ八
(合宿所構内)
 甲府市山田町四四
 長野市妻科二八九
 新潟市西堀通り五番町八五七ノ三
 富山市外堀川村字大町二六二
 金澤市金屋町二四
 福井市大和中町四九ノ一(村井石介方)
 沼津市城内字片端三七五
 名古屋市中區入江町一ノ乙六
 愛知縣海部郡市江村大字東條字井桁八
 岐阜市美江寺町三五
 大阪市東區兩替町一ノ六
 神戸市元町通五ノ六一(輸送事務出張所)森島鶴一
 岡山縣吉備郡阿曾村字久米
(中國線服部驛北十丁)山田代右衛門

敷津林 傑
 内藤治 幸
 金井富三郎
 中野雄 司
 牧野良 七
 高柳嘉右衛門
 佐々木繁太郎
 瀬戸重 平
 青樹清 和
 見須卓
 森島壽 雄
 森島鶴 一

鳥取、島根
 廣島
 廣島
 山口
 山梨
 高知
 香川
 福岡
 佐賀
 愛媛
 大分
 長崎
 熊本
 鹿兒島、宮崎
 沖繩

鳥取縣東伯郡逢東村一七六
(山陰線八橋驛下車)
 廣島市外横川驛前
 廣島市大手町三丁目二〇
 山口縣山口町相物小路二二
 高知市中島町二五六
 高知市南新町一〇
 福岡市高宮五六二ノ一六
 佐賀縣東松浦相知村警察署裏
 松山市木屋町五丁目(龜井別荘内)
 大分市濱町三丁目一五〇一ノ二一
(濱町電車停留所東)
 長崎市八阪町二〇
 熊本市明十橋通二〇
 熊本市南千反畑町三三(熊本海外協會内)
 熊本市小澤町五六
 鹿兒島市長田町二三
 沖繩縣那覇市西本町五ノ一

田中武 雄
 真藤 齋
 吉田豹次郎
 千々松安太郎
 楠瀬大太郎
 吉田忠 次
 早田米 藏
 高島可 秀
 曾川靜 吉
 大場榮三郎
 中山秀 磨
 上塚秀 勝
 吉谷政 雄
 羽野安 松
 龜井捨之助

本社 東京市丸之内仲通り二號館（電話大手五一四八、六〇二八、六〇二九）
各地の海外協會

各地の海外協會は現在ではサンパウロ市より八百基米突の地點にあるノロエステ線ルツサンピラ驛より南東三十基米突あたりを中心として約二万町歩の移住地アリアンサ及熊本移住地を經營して居るのであつて、同地への移住者への恩典としては内務省から海外渡航準備補助金として一家族に金六百圓以上下附金がある。但し市町村長より補助を必要とする證明を貰はねばならぬ。又海外協會の證明があれば外務省は旅券を下附して呉れる事になつて居る。以上アリアンサ移住地に關する入植手續はすべて

長野縣廳内信濃海外協會、東京丸ビル海外協會中央會内信濃海外協會東京支部、鳥取縣廳内鳥取海外協會、の三ヶ所へ申込みばよいのであつて。

熊本移住地への入植申込も同様

熊本縣廳内熊本海外協會でこれを取扱つて居る。

航路と費用

ブラジルに行くには色々な航路はあるが、普通南阿經由に依る航路を採る場合が多い。日數は多く要するけれども、安全で且つ他に比して低廉に渡航することが出来るので多く

の人々は此航路に依る可きであらう。北米經由は、前記の航路程日數を要しないが手續きの面倒なものと、幾度も乗替なければならぬ繁雜があつて、特種な旅行者のみが此航路を採るに過ぎない。

南阿經由航路は大阪商船會社の定期船が一ケ年拾回及び日本郵船會社が臨時船として同様年拾回都合年廿回南米に向つて、渡航者に乗せ横濱を解纜するのであるが。移民は全部神戸港で取扱つて居る關係上神戸が乗船港とされて居る。

大阪商船會社は最新式ジーゼルエンジン、モーター船サントス、ラプタラ、モンテピテオの三隻を（各七十噸）特に此航路の爲に建造なし、尙北米航路にあつた、ハワイ、マニラの二隻（各一万噸）の汽船を配して銳意、此航路の船客の爲に、遺憾無きを期して居る。寄港地は長崎（郵船ノミ）、香港、新嘉坡、コロンボ（商船ノミ）、ダーバン、ケープタウン

新形船 四十七、八日。 舊 船 五十二三日―六十日。

運賃 横濱又は神戸―サントス又はリオ、デ、シヤネイロ間

一等 七六〇圓（ハワイ丸、マニラ丸）、八三五圓（新造船）。特三等 二二五圓。

移植民の渡航費

補助移民 一、船賃 無料（政府補助）。一、査證料 六圓五十錢。一、種痘料（政府

補助無料)自由渡航五圓。一、荷物ハシケ賃 大人一人に付六十錢七才—十二才二十錢。一、旅券用袋 一枚に付五圓。一、支度賃 若干。一、小使 若干。一、乗船港迄の汽車賃(荷物共五割引)。一、來船港宿泊料七日間一日一人一圓五十錢。

支度金や小使を、贅澤すれば際限は無いが、大体一人百圓位あれば足るであらう。自費移民ならば右の外に船賃二百圓を要し、植民ならば土地代、收穫を得る迄の生活維持費、渡航費(是れは一ケ年間定住すれば州政府より償還される)等で三人家族として一千五六百圓より二千圓位を要することになる。

仕度に就て詳しく書いて居ると、あまりに繁雜に過るであらうから、これは後に譲つて只此處では、出来るだけ多くの勞働用男女服其他日本に於いて使用中の手廻り品の持參を奨めて置く、只食器類は瀬戸物を少なくして金屬製、例へばニューム製の如きものを多く持つた方が、安全且つ輕便である。和服は不必要であるが、これを洋服勞働用に仕立替ることが出来る。婦人服の如きも一枚の和服から二枚を取ることが出来る便があるから、日本で態々二足三文に賣拂ふ必要は無い。神戸に渡航者の必需品を専門に販賣して居る店があるから、地方で買込んで、運賃を掛けて持運ぶ要は無い。又随分無駄なものを澤山買込まされて行く人もあるが、此邊は良く注意して、神戸あたりで選擇すべきである。洋服は日本から良く夏の白服を作つて行く人があるが、ブラジルではあまり白服を用ひ

ない。年中合着で良ひのであるから、その邊の處も注意されたい。それから冬のオーバーコートなども持つて行かれれば大變役立つ。

渡航後諸届に就て

渡航後の地に到着して、第一に届出づべきものは、在留届及其他には徴兵猶豫、出産死亡届、其他呼寄證明願等があるが、移民であればこれを海興文店の移民部に頼めば一切手續してくれし、又領事館にてはそれ／＼書式を掲示してあるから、これに依つて届出すれば良いことになつて居る。

次に徴兵關係に就て一言して置けば、凡て歸休兵、補充兵、豫備後備兵共に出發前に市町村役場を経て、所屬聯隊區司令官に旅行届を提出しなければならぬ。徴兵検査以前に渡航したものは、直ちに管轄領事館に徴兵猶豫願を届出なければならぬ。

最後に一九二五年に發表された、ブラジルの外國人入國取締法を書加へて此一篇を終へやう。

外國人入國取締法

千九百二十一年一月六日法律第四千二百四十七號

第一條 行政部が左ニ列舉セル者ニ對シ國內ニ入來スルコトヲ遮止スルハ合法トス

一、本法第二條ノ規定ニ該當スルコト總テノ外國人

二、總テ外國人ニシテ手足ヲ切斷セラレタル者、不具者、盲目者、狂人、乞食、不治疾病若クハ危險ナル傳染病ニ罹

レル者

三、職業ニ従事スル爲メ渡來スル總テノ外國婦人
四、總テ六十歳以上ノ婦人

補款 第二及第四掲ゲタル外人ハ左記ノ場合ニ於テハ入國自由トス、但シ危險ナル傳染病ニ罹レル者ハ此ノ限りニアラズ

(イ)自己ノ生計ヲ支持スルニ足ルベキ收入アルコトヲ立證スルトキ

(ロ)警察官憲ノ面前ニ於テ署名シタル保證書ヲ以テ之ガ責任ヲ負フベキ親戚若クハ他人ヲ有スルトキ

第二條 左記諸項ノ一ニ該當スルコト立證セラレタル外人ハ入國後五年以内ニ伯國領土外ニ放逐セラルベシ

一、他國ヨリ放逐セラレタルコト

二、他國警察官憲ガ社會ノ秩序ニ有害ナル分子トシテ遇シタルコト

三、上記ノ期間内ニ犯罪的事實ヲ以テ宗教若クハ政治上何等カノ信條ヲ強課スル爲メ暴行ヲ煽動シタルコト

四、其ノ素行ニヨリ社會ノ秩序若クハ國家安全ニ害アリト認メラル、コト

五、殺人、竊盜、強盜、破産、詐欺、密輸入、騙賣、通貨偽造若クハ醜業媒介罪ノ宣告ヲ取ケタル爲メ他國ヨリ逃亡セルコト

六、前記諸罪ヲ犯シタル爲メ伯國裁判官ノ宣告ヲ受ケタルコト

第三條 引續キ五年以上伯國領土内ニ居住スル外國人ハ之ヲ放逐スルコト得ズ

第四條 前條ノ規定ノ効果ノ爲メ左記諸項ノ一ニ該當スルコトヲ立證スル外人ヲ以テ居住者ト認ム

但シ憲法第六十九條第四ノ場合ヲ除ク

(譯註) 憲法第六十九條第四ノ場合トハ千八百八十九年十一月十五日ニ伯國ニ在住シ憲法實施後六ヶ月以内ニ原國籍

保有ノ意志ヲ表セザリシ者ヲ云フ

一、前記ノ期間中伯國領土内ノ一定ノ場所一ヶ所若クハ數ヶ所ニ定住スルコト

二、前記期間進行中其ノ居住シタル土地又ハ轉住先ノ警察官憲若クハ市町村官憲ノ面前ニ於テ國內ニ定住スルノ意志ヲ文書以テ宣言シタルコト

三、前記期間中伯國內ニ於テ一個所又ハ數ヶ所ノ定職根據所ヲ維持シ且シ此等ノ場所ニ於テ何等カノ正業ニ従事シタルコト

第五條 放逐ニ關スル行政手續終結シタルトキハ警察官憲ハ適法ノ解決ヲ得ル爲メ其ノ一件書類ヲ司法内務長官ニ送付スベシ放逐命令發セラレタルトキハ之ヲ被放逐者各自ニ通知スベシ

補款 第一 放逐セラレントスル外國人ハ若シ其ノ放逐ノ理由ガ第二條第一、第二、第三及第四ノ孰レカニ該當スル時ハ其ノ放逐ヲ命ジタル官憲ニ對シ十日以内ニ、若又放逐命令ガ同條第五及第六ニ基ク時ハ司法部ニ對シ三十日以内ニ異議ノ申立ヲナスコトヲ得

補款 第二 放逐セラレントスル者ガ前項補款ノ期間内ニ伯國ヨリ自ラ退去スル事ハ合法トス、但シ官憲ハ第二條第五及第六ノ場合ヲ除キ安全ノ爲メニ前記期間中之ヲ普通犯罪人留置所以外ノ場所ニ留置スルコトヲ得

補款 第三 司法部ニ對スル異議ノ申立ニ於テ辯護ハ單ニ其ノ放逐命令ノ動機ノ事實無根ナルコトヲ證明スルニ止マルベキモノトス

第六條 放逐セラレタル外國人ニシテ放逐命令取消前ニ伯國ニ歸來スル者ハ單ニ其ノ歸來セル事實ノ調査ノミニテ禁錮二年ノ刑ニ處セラル尙刑ノ滿了後再ビ放逐セラルベシ

補款 此ノ場合ニ於ケル手續及裁判ハ聯邦裁判所ノ管轄ニ屬ス

第七條 行政部若シ放逐ヲ命ズルニ至リタル原因ガ休止シタルトキハ放逐命令ヲ取消スノ權能ヲ有ス

第八條 本法ニ牴觸スル規定ハ之ヲ廢止ス

千九百廿一年獨立第百零三年一月六日「リオ・デ・ジャネイロ」ニ於テ

「エビタシオ・ベツソア」(大統領署名)

「アルフレド・ピント・ヴィエイラ・デ・メロ」(司法内務長官副署)

千九百二十一年一月六日法律第四千二百四十七號

第一條及第二條ノ規定ニ該當スル移民(等船客)ノ入國禁止令

千九百二十四年十二月三十一日附大統領令第一萬六千七百六十一號

(千九百二十五年三月二十六日公布)

伯刺西爾合衆共和國大統領ハ千九百二十一年一月六日法律第四千二百四十七號(譯註ハ外國人入國取締法)及千九百二十四年一月七日法律第四千七百九十三號(譯註ハ千九百二十四年度歲出豫算法)第百八十三條ヲ以テ其ノ効力ヲ更新セシメタル千九百二十年一月五日法律第三千九百九十一號(譯註ハ千九百二十年年度歲出豫算法)第二十八條第三ニ鑑ミ左ノ大統領令ヲ制定ス

第一條 千九百二十一年一月六日法律第四千二百四十七號及第二條ノ規定ニ該當スル移民(一、二等船客)ノ入國ハ之ヲ禁止ス

第二條 本人ノ素行善良ナルコトヲ立證スル書類ニ適法ノ證明ヲ受ケタルモノ並ニ寫眞ヲ貼附セル以外ニ尙ニ本人ノ年齡、婚姻關係及職業、指紋及特徴ヲ記載セル個人鑑識票(佛語 Carte d'identité)ヲ國境又ハ上陸港ニ於ケル當該官憲ニ提示スル移民ニ限リ入國ヲ許可セラルベシ

補款 本條所定ノ書類ハ國境又ハ乘船港ニ於ケル伯國官憲ノ查證ヲ受クルコトヲ要ス

第三條 本令ニ違反シテ移民ヲ運送スル會社又ハ企業者ハ當該移民ヲ船内ニ留メ置キ之ヲ送還スルノ義務ヲ負フ者トス

第四條 移民誘入ハ拓植總務局ノ許可ヲ得タル汽船會社ニ限リ之ヲ行フコトヲ得

補款 外國ノ執レカノ港ヨリ發航セル船舶ノ船長ハ其ノ船舶ノ投錨後直ニ拓植總務局宛ニ左記書類ヲ提出スルコトヲ要ス
(イ)上陸又ハ通過船客全部ニ就キ公定ノ書式ニ依リ作成ツタル一覽表但シ此ノ一覽表ニハ氏名、年齡、男女ノ別、國籍、職業、家長トノ續柄、宗教、教育程度、最近ニ居住シタル國名及地名、乘船港名及上陸港名ヲ明確ニ記示スルコトヲ要ス

(ロ)上陸スル移民ノ手荷物明細表

第五條 汽船會社ハ少クとも二日前ノ豫告ヲ以テ移民運送船ガ伯國內ニ於ケル最初ノ港ニ到着ベキ日、船名及伯國ニ於ケル移民ノ行先港名ヲ拓植總務局ニ通知スルノ義務アルモノトス、若シ此ノ通知ヲサザル場合ニハ移民ハ船舶投錨後二十四日間ヲ經過スルマテ船内ニ殘留スルコトヲ得ベシ

第六條 如何ナル企業者組合會社又ハ個人ト雖モ豫メ拓植總務局ノ認可ヲ經ズシテ國入ニ移民ノ誘入ヲ勸奨スルコトヲ得ズ

補款 第一 上記認可ヲ出願セントスル者左記ノ事項ヲ記載セル資格證明書ヲ提出スベシ

- (イ)誘入スベキ移民數
- (ロ)家族收及單獨移民ノ數
- (ハ)國籍
- (ニ)移民ノ有スル資力
- (ホ)行先地名

(ハ)移民ノ從事スベキ業務並ニ之ニ關スル相互享益及義務
(ト)移民誘入者ノ提供スル保障

補款 第二 移民誘入者ガ其ノ約シタル義務ヲ履行セザル場合ニハ其ノ認可ヲ取消スベシ
第七條 千九百二十五年七月一日以降移民ノ入國ハ左記ノ内國諸港ヲ經由スルモノニ限之ヲ許可ス

「マレーン」「レシフェ」「サン・サルヴァドール」「ザイクトリア」「リオ・デ・ジャネイロ」
「サントス」「パアラナグアー」「サン・フランシスコ」及「リオ・グランデ」

補款 第一 本令ノ監視ハ衛生員ト協力シテ拓植總務局之ニ任ズルモノトス
補款 第二 「リオ・デ・ジャネイロ」港ヲ經テ誘入セラル移民ハ「リオ・デ・ジャネイロ」市上陸前必ス「イリヤ・ダ

ス・フロレンス」(譯註 官設移民宿泊所)ヲ通過スルコトヲ要ス、移民ハ同所ニ於テ衛生院ノ衛生検査並ニ聯邦
府警察ノ個人鑑識ヲ受クベシ

補款 第三 各州ニ於ケル上記事務ハ當該地方ノ移民官憲ト協調シテ行フベシ
第八條 農工商務長官ハ本令ヲ忠實ニ實施スル爲メ必要ナル訓令ヲ發スベシ

第九條 拓植局ハ本令ノ日附後之ヲ拓植總務局ト改稱ス
第十條 拓植總務局官吏ハ執レノ船舶ニモ又ハ上陸渡止場ニモ自由ニ出入スル事ヲ得ベシ

第十一條 本令ニ抵觸スル規定ハ之ヲ廢止ス
千九百二十四年十二月三十一日「リオ・デ・ジャネイロ」ニ於テ

「アルトゥール・ダ・シルヴァ・ベルナルデス」(大統領署名)
「ジョアン・ルイス・アルヴェス」(司法内務長官副署)
「ミゲール・カルモン・デ・ヌ・マン・イ・アルメイダ」(農工商務長官副署)

第一篇を刊行するに當り左に北聖協會の會則を附して特に研究御希望の方の爲に
御參考として置きます、
刊 行 會

北聖協會會則 (アラジル研究會改メ)

第一章 總 則

第一條 本會ハ北聖協會ト稱ス

第二條 本會ハクリスト教主義精神ニ據リアラジル事情ヲ調査研究シ同胞ノ健實ナル發展ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ事務所ヲ札幌市南十七條西八丁目吉田秀雄方ニ置ク

第二章 會 員

第四條 本會會員ヲ分ツテ左ノ三種トス

一、名譽會員
學識經驗アル者又ハ特ニ本會ニ功勞アリタルモノニシテ會長ノ推薦シタル者

二、贊助會員
本會ノ趣旨ヲ賛同シ第十五條ノ贊助會費ヲ寄贈シタル者

三、正會員
クリスト教精神ヲ主義トセル者ニシテ役員又ハ正會員二名以上ノ推薦ニヨル者

四、準會員 本會ノ趣旨ヲ賛シ入會ヲ希望セル者

第三章 會員ノ義務及權利

第五條 會員ノ義務左ノ如シ

- 一、會員ハ會費ヲ完納スベシ
- 二、會員ニシテ役員ニ選舉セラレタモノハ誠意ヲ以テ其任ヲ盡スベシ
- 三、會員ハ住所ノ移動ヲ生ジタルトキハ其都度本會事務所ニ通告スベシ
- 四、會員ハ渡伯後ト雖モ常ニ本會ト連絡ヲ保チ事業達成ノ爲盡力スベシ

第六條 會員ノ權利左ノ如シ

- 一、正會員ハ選舉及被選舉權ヲ有ス
- 二、機關雜誌ノ配布ヲ受ク
- 三、本會主催ノ講演ヲ聽講スルコトヲ得

第四章 事業

第七條 本會ノ目的ヲ達スル爲ニ左ノ事業ヲ爲ス

- 一、例會及修養ノ爲ニ宗教的會合ヲ催スコト
- 二、ブラジル事情研究ノ爲講演講話會ヲ開催スルコト
- 三、本會ニ婦人部ヲ置ク、婦人部ハ渡泊ヲ目的トスル婦人ノ爲ニ適當ナル指導ヲ爲ス
- 四、ブラジル渡航ノ便宜ヲ計ルコト
- 五、毎月一回機關雜誌ヲ發行スルコト
- 六、ブラジルニ於ケル宗教及教業事業ヲ援助シ在伯同胞ノ慰問ニ努ムルコト
- 七、ブラジルニ青年及婦人ホームノ設立ヲナス爲基本金ヲ募集スルコト
- 八、其他必要ト認ムル事業

第五章 役員

第八條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

名譽會長	一名
會長	一名
副會長	二名
理事	四名

(内一名ハ婦人トシ婦人部ニ關スル一切ノ事務ヲ處理ス)

第九條 一名譽會長ハ役員會ノ推薦シタルモノ

- 一 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス
 - 一 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ會務ヲ代理ス
 - 一 理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌スルモノトス
- 第十一條 役員ノ選舉ハ總會ニ於ケル出席者ノ無記名投票ニ依リ之ヲ行フ 但シ總會ノ決議ヲ以テ別段ノ方法ニ依ルコトヲ得 投票ハ委任狀ニ據テ爲スコトヲ得ス
- 第十二條 役員ノ任期ハ一ケ年トス 但シ重任ヲ妨グス

第六章 顧問

第十三條 會長ハ必要ニ應ジ役員ノ決議ヲ經テ顧問ヲ委嘱スルコトヲ得

第七章 會議

- 第十四條 會議ヲ別チテ總會及役員會ノ二種トス
- 總會ハ定時總會及臨時總會ノ二ニ分ツ
- 定時總會ハ毎年一月會長之ヲ招集ス

臨時總會ハ役員會ノ決議ヲ經テ會長之ヲ招集ス
役員會ハ毎月一回之ヲ開催ス

第八章 經 費

第十五條

經費ハ會員寄附金入學費及其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

一、贊助會費 金二十圓以上

一、入會金 金壹圓

一、會 費 年額五圓

但シ四回ニ分納スルコトヲ得

第九章 表彰及制裁

第十六條

會員ニシテ本會ニ對シ特ニ功勞アルモノハ總會ノ決議ニヨリ之ヲ表彰スルコトヲ得

第十七條

會員ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノハ除名スルコトアルベシ

一、本會ノ名譽ヲ毀損シ本會ノ事業ヲ妨クル行爲ヲナシタルモノ

二、會費ヲ二回以上滞納シタル者

317
73



書叢究研ルラブ
第一集

昭和二年十二月廿三日印刷
昭和二年十二月廿五日發行

(定價 五拾錢)

著者	吉田 秀雄
發行者	高田 秀男
印刷人	野澤 逸郎
印刷所	野澤 活版所

札幌市北二條西二丁目
札幌市北三條西二丁目

發行所 札幌市南十七條西八丁目
ブラジル研究叢書刊行會

